

令和3年度

整備主任者研修 法令研修

【全国共通教材】

# 目 次

## 1. 法令等

- (1) 乗用車等の排出ガス・燃費性能の評価方法を改訂します  
(令和2年6月30日 国土交通省)…………… 1
- (2) 自動運転に対応した新たな検査手法を導入します！！  
(令和2年8月5日 国土交通省)…………… 20
- (3) 道路運送車両法施行規則等の一部改正について  
(令和2年9月1日 国土交通省)…………… 32
- (4) 最高時速 60 キロメートル以下の軽自動車（高速自動車国道等において運行しないものであって、一定の寸法を超えない自動車）として型式指定を受けたものに対する安全確保の徹底について  
(令和2年9月1日 国土交通省)…………… 44

## 2. 通達等

- (1) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）  
(令和2年3月31日 国自技第266号の3、国自整第348号の3)…………… 45
- (2) 大型特殊自動車の農耕トラクタに農作業機等を装着した場合の自動車検査証の記載事項等の取扱いについて  
(令和2年6月29日 国自整第79号の2)…………… 48
- (3) 運輸支局等の敷地内における事故防止の徹底について  
(令和2年8月25日 国自整第143号の3)…………… 52
- (4) 自動車技術総合機構からのお知らせ  
(自動車技術総合機構)…………… 54
- (5) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）  
(令和2年9月1日 国自技第72号の3、国自整第138号の3)…………… 55
- (6) 路上故障車等に対する特定整備に係る作業の取扱いについて  
(令和2年10月29日 国自整第194号の2)…………… 61
- (7) 大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策の実施について  
(令和2年10月30日 国自安第110号の2、国自旅第261号の2、  
国自貨第54号の2、国自整第188号の2)…………… 64
- (8) 事故ゼロを目指して！大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンを実施  
(令和2年10月30日 国土交通省)…………… 78
- (9) 事故の恐ろしさを知って！大型車の車輪脱落事故  
(令和2年12月25日 国土交通省)…………… 93
- (10) 自動車の点検及び整備に関する手引きの一部を改正する告示  
(令和3年3月31日 国土交通省)…………… 95
- (11) 自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について  
(令和2年11月11日 国自整第197号の2)…………… 103

<b>(12) 車両置場を有しない分解整備を行う事業場に係る電子制御装置整備の申請（変更）の取扱いについて</b>	
（令和2年11月11日 国自整第206号）	105
<b>(13) 「「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示に関する取扱要領」の細部取扱いについて」の一部改正について</b>	
（令和2年12月23日 国自審第1905号、国自整第243号、 国自情第204号）	106
<b>(14) 「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」の一部改正について</b>	
（令和2年12月25日 国自基第128号の3、国自整第245号の3）	110
<b>(15) 指定自動車整備事業点検表について</b>	
（令和3年3月31日 事務連絡）	113

### 3. その他

<b>(1) 「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」テキスト</b>	
（国土交通省）	116
<b>(2) 特定整備制度に関するQ &amp; A</b>	
（国土交通省）	161

## 1. 法令等

(1) 乗用車等の排出ガス・燃費性能の評価方法を改訂します

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和2年6月30日

自動車局安全・環境基準課

### 乗用車等の排出ガス・燃費性能の評価方法を改訂します

#### ～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)第178回会合において採択された排出ガス・燃費性能の評価方法(WLTCモード法)の改訂を我が国に取り入れるため、本日、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等を改正しました。

自動車の環境基準について、国際的な整合性を図り大気環境の保全等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の世界的技術規則協定」に平成11年に加入し、現在、国際的な技術基準である「世界技術規則」について議論を行っているところです。

乗用車等の排出ガス・燃費試験法においては、平成28年10月に、世界技術規則第15号の「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法」(以下「WLTCモード※法」という。)を国内導入したところですが、今般、令和元年6月の国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)第178回会合において、WLTCモード法の改訂が採択されました。

これを踏まえ、我が国において当該改訂後のWLTCモード法による排出ガス・燃費性能の評価等を実施するため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。)及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成15年国土交通省告示第1318号)について改正を行いました。

※WLTCモード：市街地、郊外、高速道路の各走行モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的な走行モード。

#### 1. 改正の概要

- 超小型モビリティのように、最高速度が制限された電気自動車について、車両に適した走行モードを規定
- シャンダイナモメータ上で試験走行を行ったときの実際の車速と目標車速との乖離を表す指標について、より正確に走行モードに追従するよう許容幅の要件を規定
- その他、所要の改正

#### 2. 公布・施行・適用義務化

公布・施行 令和2年6月30日

適用義務化 令和3年10月1日(新型車)

【お問い合わせ先】 自動車局安全・環境基準課 河野、菊野  
代表 03-5253-8111 (内線: 42522)  
直通 03-5253-8603 FAX 03-5253-1636

## 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示について

### 1. 改正の背景

自動車の環境基準について、国際的な整合性を図り大気環境の保全等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の世界的技術規則協定」に平成 11 年に加入し、現在、国際的な技術基準である「世界技術規則」について議論を行っているところです。

乗用車等の排出ガス・燃費試験法においては、平成 28 年 10 月に世界技術規則第 15 号の「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法」（以下「WLTC モード法」という。）を国内導入したところですが、今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 178 回会合において、WLTC モード法の改訂が採択されました。

これを踏まえ、我が国において当該改訂後の WLTC モード法による排出ガス・燃費性能の評価等を実施するため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）及び道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）について所要の改正を行うこととします。

### 2. 改正の概要

以下の改正をはじめ、所要の改正を行う。

- 超小型モビリティのように、最高速度が制限された電気自動車について、車両に適した走行モードを規定します。
- シャンダイナモメータ上で試験走行を行う場合の追従性に関する指標についての要件を規定します。
- 走行抵抗の測定法の一つである惰行法<sup>※1</sup>について、惰行を分割して行う場合の要件を規定します。
- 走行抵抗の測定法の一つである風洞法<sup>※2</sup>について、空気抵抗を計測する場合の風速の要件を規定します。

※1 車両のトランスミッションをニュートラル状態で車両を走行させ、車速低下に要した時間を計測することにより走行抵抗を算定する方法。

※2 風洞内に設置したシャンダイナモメータにおいて、各指定速度において測定される路面抵抗及び空気抵抗に基づき走行抵抗を算定する方法。

### 3. スケジュール（予定）

公 布：令和 2 年 6 月 3 0 日

施 行：公布の日

※新型車への適用義務化：令和 3 年 1 0 月

※世界技術規則（原文）は以下の URL を参照

[https://www.unece.org/fileadmin/DAM/trans/main/wp29/wp29r-1998agr-rules/GTR15-am5-For\\_Registry\\_EN.pdf](https://www.unece.org/fileadmin/DAM/trans/main/wp29/wp29r-1998agr-rules/GTR15-am5-For_Registry_EN.pdf)



- 2.1.7.  $P_{win}$  (h) については、世界統一技術規則第15号第5改訂版の附則2の2.(h)の規定にかかわらず、 $n_{dir}$ から $n_{rand}$ まで又は $n_{max}$ 若しくは $ndv$  ( $ng_{max}$ )  $\times V_{max}$ のいずれか高い値までのエンジン回転速度範囲にわたる全負荷出力曲線とし、 $ndv$  ( $ng_{max}$ ) については、 $n_{eng_{max}}$  についてエンジン回転速度 $n$ を車速 $v$ で除して得られる比率 ( $rpm/(km/h)$ ) (ただし、線形補間によって連続的なデータセットの中間点の計算を実行できるように、全負荷出力曲線は十分な数のデータセット ( $n_1, P_{win}$ ) からなるものとし、また、1番目のデータセットは、 $n_{dir}$ 又はそれより低い位置とする。)とする。
- 2.1.8. 試験時の気温については、世界統一技術規則第15号第5改訂版の附則4の4.1.1.2の規定にかかわらず、5℃以上40℃以下とすることができる。ただし、自動車製作者等からの申請に基づき、1℃以上5℃未満の気温で試験を行うことができる。
- 2.1.9. 2.1.8.の場合において、惰行走行ごとに、最大の測定温度の差が5℃を超える場合は、各惰行走行ごとに、当該走行における周囲温度の算術平均を用いて別々に温度補正を適用しなければならない。この場合において、個別の走行について走行抵抗係数 $f_r$ 、 $f_1$ 及び $f_2$ の値を算定及び補正するものとし、個別に補正された各係数 $f_r$ 、 $f_1$ 及び $f_2$ の算術平均を算定しなければならない。
- 2.1.10. 校正ガスの精度については、世界統一技術規則第15号第5改訂版の附則5の6.の規定にかかわらず、国内で利用可能な最も精度の高いガスの精度を使用できるものとする。
- 2.1.11.  $CO_2$ の総サイクル申告値については、世界統一技術規則第15号第5改訂版の附則6の1.2.3.2.の規定にかかわらず、別紙2の1により計算するものとする。
- 2.1.12.  $dCO_2$ 、 $dCO_2$ 及び $dCO_2$ の値については、世界統一技術規則第15号第5改訂版の附則6の1.2.3.8.1.の規定にかかわらず、1.0とする。
- 2.1.13. 交流電力消費率及び一充電走行距離のフェーズ値については、世界統一技術規則第15号第5改訂版の附則6の1.2.4.3.の規定にかかわらず、それぞれのフェーズ値のテスト結果の算術平均に調整係数(それぞれのフェーズ複合値の宣言値をそれぞれのフェーズ複合値の試験結果で除することにより求めた係数をいう)を乗じたものとする。
- 2.1.14. 排出ガズ測定値については、世界統一技術規則第15号第5改訂版の附則6の2.1.3.1.1.の規定に基づき、希釈空気又は希釈トシネルのPM<sub>10</sub>バックグラウンド値を補正できるものとする。
- 2.1.15. RMSSEについては、世界統一技術規則第15号第5改訂版の附則6の7.3.(b)の規定にかかわらず、0.8km/h以下でなければならぬものとする。
- 2.1.16. 燃料の燃熱量については、世界統一技術規則第15号第5改訂版の付録2のTable A.6. App2/1の表にかかわらず、別紙3を適用するものとする。
- 2.1.17. 世界統一技術規則第15号第5改訂版の附則7のTable A7/1の表、同附則の3.2.3.2.5.及び6.3.から6.13.、同規則の附則8のTable A8/6の表及びTable A8/7の表並びに同附則の4.2.1.2.4.、4.2.1.2.5.及び4.5.5.の規定の適用については、それぞれの規定において、 $FE = 100/FC$ を計算するものとする。
- 2.1.18. 世界統一技術規則第15号第5改訂版の附則8における電気自動車の分類については、同附則の1.4.、1.4.1.及び1.4.2.の規定にかかわらず、同規則の附則1の2.の規定(ただし、2.3.2.の規定を除く。)を適用するものとする。
- 2.1.19. 世界統一技術規則第15号第5改訂版の附則1の2.1.及び2.2.に規定する自動車の試験手順については、同規則の附則8のTable A8/3の表にかかわらず、同附則の3.4.4.1.の規定に従うものとする。
- 2.1.20. 充電消費 $CO_2$ 排出量については、世界統一技術規則第15号第5改訂版の附則8の4.1.2.の規定にかかわらず、別紙2の2.により計算するものとする。
- 2.1.21. 充電消費燃料消費率については、世界統一技術規則第15号第5改訂版の附則8の4.2.2.の規定及びTable A8/8の表にかかわらず、別紙2の3.により計算するものとする。

表1 低速フェーズ (Class 3a及び3b)

時間 (s)	速度 (km/h)	38	39.9	78	39.3	118	0.0	158	14.1	198	12.0
0	0.0	39	37.0	79	39.5	119	0.0	159	17.2	199	12.5
1	0.0	40	34.6	80	39.0	120	0.0	160	20.1	200	13.0
2	0.0	41	32.3	81	38.5	121	0.0	161	23.4	201	14.0
3	0.0	42	29.0	82	37.3	122	0.0	162	25.5	202	15.0
4	0.0	43	25.1	83	37.0	123	0.0	163	27.6	203	16.5
5	0.0	44	22.2	84	36.7	124	0.0	164	29.5	204	19.0
6	0.0	45	20.9	85	35.9	125	0.0	165	31.1	205	21.2
7	0.0	46	20.4	86	35.3	126	0.0	166	32.1	206	23.8
8	0.0	47	19.5	87	34.6	127	0.0	167	33.2	207	26.9
9	0.0	48	18.4	88	34.2	128	0.0	168	35.2	208	29.6
10	0.0	49	17.8	89	31.9	129	0.0	169	37.2	209	32.0
11	0.0	50	17.8	90	27.3	130	0.0	170	38.0	210	35.2
12	0.2	51	17.4	91	22.0	131	0.0	171	37.4	211	37.5
13	1.7	52	15.7	92	17.0	132	0.0	172	35.1	212	39.2
14	5.4	53	13.1	93	14.2	133	0.0	173	31.0	213	40.5
15	9.9	54	12.1	94	12.0	134	0.0	174	27.1	214	41.6
16	13.1	55	12.0	95	9.1	135	0.0	175	25.3	215	43.1
17	16.9	56	12.0	96	5.8	136	0.0	176	25.1	216	45.0
18	21.7	57	12.0	97	3.6	137	0.0	177	25.9	217	47.1
19	26.0	58	12.3	98	2.2	138	0.2	178	27.8	218	49.0
20	27.5	59	12.6	99	0.0	139	1.9	179	29.2	219	50.6
21	28.1	60	14.7	100	0.0	140	6.1	180	29.6	220	51.8
22	28.3	61	15.3	101	0.0	141	11.7	181	29.5	221	52.7
23	28.8	62	15.9	102	0.0	142	16.4	182	29.2	222	53.1
24	29.1	63	16.2	103	0.0	143	18.9	183	28.3	223	53.5
25	30.8	64	17.1	104	0.0	144	19.9	184	26.1	224	53.8
26	31.9	65	17.8	105	0.0	145	20.8	185	23.6	225	54.2
27	34.1	66	18.1	106	0.0	146	22.8	186	21.0	226	54.8
28	36.6	67	18.4	107	0.0	147	25.4	187	18.9	227	55.3
29	39.1	68	20.3	108	0.0	148	27.7	188	17.1	228	55.8
30	41.3	69	23.2	109	0.0	149	29.2	189	15.7	229	56.2
31	42.5	70	26.5	110	0.0	150	29.8	190	14.5	230	56.5
32	43.3	71	29.8	111	0.0	151	29.4	191	13.7	231	56.5
33	43.9	72	32.6	112	0.0	152	27.2	192	12.9	232	56.2
34	44.4	73	34.4	113	0.0	153	22.6	193	12.5	233	54.9
35	44.5	74	35.5	114	0.0	154	17.3	194	12.2	234	52.9
36	44.2	75	36.4	115	0.0	155	13.3	195	12.0	235	51.0
37	42.7	76	37.4	116	0.0	156	12.0	196	12.0	236	49.8
		77	38.5	117	0.0	157	12.6	197	12.0	237	49.2

238	48.4
239	46.9
240	44.3
241	41.5
242	39.5
243	37.0
244	34.6
245	32.3
246	29.0
247	25.1
248	22.2
249	20.9
250	20.4
251	19.5
252	18.4
253	17.8
254	17.8
255	17.4
256	15.7
257	14.5
258	15.4
259	17.9
260	20.6
261	23.2
262	25.7
263	28.7
264	32.5
265	36.1
266	39.0
267	40.8
268	42.9
269	44.4
270	45.9
271	46.0
272	45.6
273	45.3
274	43.7
275	40.8
276	38.0
277	34.4

278	30.9
279	25.5
280	21.4
281	20.2
282	22.9
283	26.6
284	30.2
285	34.1
286	37.4
287	40.7
288	44.0
289	47.3
290	49.2
291	49.8
292	49.2
293	48.1
294	47.3
295	46.8
296	46.7
297	46.8
298	47.1
299	47.3
300	47.3
301	47.1
302	46.6
303	45.8
304	44.8
305	43.3
306	41.8
307	40.8
308	40.3
309	40.1
310	39.7
311	39.2
312	38.5
313	37.4
314	36.0
315	34.4
316	33.0
317	31.7

318	30.0
319	28.0
320	26.1
321	25.6
322	24.9
323	24.9
324	24.3
325	23.9
326	23.9
327	23.6
328	23.3
329	20.5
330	17.5
331	16.9
332	16.7
333	15.9
334	15.6
335	15.0
336	14.5
337	14.3
338	14.5
339	15.4
340	17.8
341	21.1
342	24.1
343	25.0
344	25.3
345	25.5
346	26.4
347	26.6
348	27.1
349	27.7
350	28.1
351	28.2
352	28.1
353	28.0
354	27.9
355	27.9
356	28.1
357	28.2

358	28.0
359	26.9
360	25.0
361	23.2
362	21.9
363	21.1
364	20.7
365	20.7
366	20.8
367	21.2
368	22.1
369	23.5
370	24.3
371	24.5
372	23.8
373	21.3
374	17.7
375	14.4
376	11.9
377	10.2
378	8.9
379	8.0
380	7.2
381	6.1
382	4.9
383	3.7
384	2.3
385	0.9
386	0.0
387	0.0
388	0.0
389	0.0
390	0.0
391	0.0
392	0.5
393	2.1
394	4.8
395	8.3
396	12.3
397	16.6

398	20.9
399	24.2
400	25.6
401	25.6
402	24.9
403	23.3
404	21.6
405	20.2
406	18.7
407	17.0
408	15.3
409	14.2
410	13.9
411	14.0
412	14.2
413	14.5
414	14.9
415	15.9
416	17.4
417	18.7
418	19.1
419	18.8
420	17.6
421	16.6
422	16.2
423	16.4
424	17.2
425	19.1
426	22.6
427	27.4
428	31.6
429	33.4
430	33.5
431	32.8
432	31.9
433	31.3
434	31.1
435	30.6
436	29.2
437	26.7

438	23.0
439	18.2
440	12.9
441	7.7
442	3.8
443	1.3
444	0.2
445	0.0
446	0.0
447	0.0
448	0.0
449	0.0
450	0.0
451	0.0
452	0.0
453	0.0
454	0.0
455	0.0
456	0.0
457	0.0
458	0.0
459	0.0
460	0.0
461	0.0
462	0.0
463	0.0
464	0.0
465	0.0
466	0.0
467	0.0
468	0.0
469	0.0
470	0.0
471	0.0
472	0.0
473	0.0
474	0.0
475	0.0
476	0.0
477	0.0

478	0.0
479	0.0
480	0.0
481	0.0
482	0.0
483	0.0
484	0.0
485	0.0
486	0.0
487	0.0
488	0.0
489	0.0
490	0.0
491	0.0
492	0.0
493	0.0
494	0.0
495	0.0
496	0.0
497	0.0
498	0.0
499	0.0
500	0.0
501	0.0
502	0.0
503	0.0
504	0.0
505	0.0
506	0.0
507	0.0
508	0.0
509	0.0
510	0.0
511	0.0
512	0.5
513	2.5
514	6.6
515	11.8
516	16.8
517	20.5

518	21.9
519	21.9
520	21.3
521	20.3
522	19.2
523	17.8
524	15.5
525	11.9
526	7.6
527	4.0
528	2.0
529	1.0
530	0.0
531	0.0
532	0.0
533	0.2
534	1.2
535	3.2
536	5.2
537	8.2
538	13.0
539	18.8
540	23.1
541	24.5
542	24.5
543	24.3
544	23.6
545	22.3
546	20.1
547	18.5
548	17.2
549	16.3
550	15.4
551	14.7
552	14.3
553	13.7
554	13.3
555	13.1
556	13.1
557	13.3

558	13.8
559	14.5
560	16.5
561	17.0
562	17.0
563	17.0
564	15.4
565	10.1
566	4.8
567	0.0
568	0.0
569	0.0
570	0.0
571	0.0
572	0.0
573	0.0
574	0.0
575	0.0
576	0.0
577	0.0
578	0.0
579	0.0
580	0.0
581	0.0
582	0.0
583	0.0
584	0.0
585	0.0
586	0.0
587	0.0
588	0.0
589	0.0



表 2 中速フェーズa (Class 3a)

時間 (s)	速度 (km/h)
590	0.0
591	0.0
592	0.0
593	0.0
594	0.0
595	0.0
596	0.0
597	0.0
598	0.0
599	0.0
600	0.0
601	1.0
602	2.1
603	5.2
604	9.2
605	13.5
606	18.1
607	22.3
608	26.0
609	29.3
610	32.8
611	36.0
612	39.2
613	42.5
614	45.7
615	48.2
616	48.4
617	48.2
618	47.8
619	47.0
620	45.9
621	44.9
622	44.4
623	44.3
624	44.5
625	45.1
626	45.7
627	46.0

628	46.0
629	46.0
630	46.1
631	46.7
632	47.7
633	48.9
634	50.3
635	51.6
636	52.6
637	53.0
638	53.0
639	52.9
640	52.7
641	52.6
642	53.1
643	54.3
644	55.2
645	55.5
646	55.9
647	56.3
648	56.7
649	56.9
650	56.8
651	56.0
652	54.2
653	52.1
654	50.1
655	47.2
656	43.2
657	39.2
658	36.5
659	34.3
660	31.0
661	26.0
662	20.7
663	15.4
664	13.1
665	12.0
666	12.5
667	14.0

668	19.0
669	23.2
670	28.0
671	32.0
672	34.0
673	36.0
674	38.0
675	40.0
676	40.3
677	40.5
678	39.0
679	35.7
680	31.8
681	27.1
682	22.8
683	21.1
684	18.9
685	18.9
686	21.3
687	23.9
688	25.9
689	28.4
690	30.3
691	30.9
692	31.1
693	31.8
694	32.7
695	33.2
696	32.4
697	28.3
698	25.8
699	23.1
700	21.8
701	21.2
702	21.0
703	21.0
704	20.9
705	19.9
706	17.9
707	15.1

708	12.8
709	12.0
710	13.2
711	17.1
712	21.1
713	21.8
714	21.2
715	18.5
716	13.9
717	12.0
718	12.0
719	13.0
720	16.3
721	20.5
722	23.9
723	26.0
724	28.0
725	31.5
726	33.4
727	36.0
728	37.8
729	40.2
730	41.6
731	41.9
732	42.0
733	42.2
734	42.4
735	42.7
736	43.1
737	43.7
738	44.0
739	44.1
740	45.3
741	46.4
742	47.2
743	47.3
744	47.4
745	47.4
746	47.5
747	47.9

748	48.6
749	49.4
750	49.8
751	49.8
752	49.7
753	49.3
754	48.5
755	47.6
756	46.3
757	43.7
758	39.3
759	34.1
760	29.0
761	23.7
762	18.4
763	14.3
764	12.0
765	12.8
766	16.0
767	20.4
768	24.0
769	29.0
770	32.2
771	36.8
772	39.4
773	43.2
774	45.8
775	49.2
776	51.4
777	54.2
778	56.0
779	58.3
780	59.8
781	61.7
782	62.7
783	63.3
784	63.6
785	64.0
786	64.7
787	65.2

788	65.3
789	65.3
790	65.4
791	65.7
792	66.0
793	65.6
794	63.5
795	59.7
796	54.6
797	49.3
798	44.9
799	42.3
800	41.4
801	41.3
802	43.0
803	45.0
804	46.5
805	48.3
806	49.5
807	51.2
808	52.2
809	51.6
810	49.7
811	47.4
812	43.7
813	39.7
814	35.5
815	31.1
816	26.3
817	21.9
818	18.0
819	17.0
820	18.0
821	21.4
822	24.8
823	27.9
824	30.8
825	33.0
826	35.1
827	37.1

828	38.9
829	41.4
830	44.0
831	46.3
832	47.7
833	48.2
834	48.7
835	49.3
836	49.8
837	50.2
838	50.9
839	51.8
840	52.5
841	53.3
842	54.5
843	55.7
844	56.5
845	56.8
846	57.0
847	57.2
848	57.7
849	58.7
850	60.1
851	61.1
852	61.7
853	62.3
854	62.9
855	63.3
856	63.4
857	63.5
858	63.9
859	64.4
860	65.0
861	65.6
862	66.6
863	67.4
864	68.2
865	69.1
866	70.0
867	70.8

868	71.5
869	72.4
870	73.0
871	73.7
872	74.4
873	74.9
874	75.3
875	75.6
876	75.8
877	76.6
878	76.5
879	76.2
880	75.8
881	75.4
882	74.8
883	73.9
884	72.7
885	71.3
886	70.4
887	70.0
888	70.0
889	69.0
890	68.0
891	67.3
892	66.2
893	64.8
894	63.6
895	62.6
896	62.1
897	61.9
898	61.9
899	61.8
900	61.5
901	60.9
902	59.7
903	54.6
904	49.3
905	44.9
906	42.3
907	41.4

908	41.3
909	42.1
910	44.7
911	46.0
912	48.8
913	50.1
914	51.3
915	54.1
916	55.2
917	56.2
918	56.1
919	56.1
920	56.5
921	57.5
922	59.2
923	60.7
924	61.8
925	62.3
926	62.7
927	62.0
928	61.3
929	60.9
930	60.5
931	60.2
932	59.8
933	59.4
934	58.6
935	57.5
936	56.6
937	56.0
938	55.5
939	55.0
940	54.4
941	54.1
942	54.0
943	53.9
944	53.9
945	54.0
946	54.2
947	55.0

948	55.8
949	56.2
950	56.1
951	55.1
952	52.7
953	48.4
954	43.1
955	37.8
956	32.5
957	27.2
958	25.1
959	27.0
960	29.8
961	33.8
962	37.0
963	40.7
964	43.0
965	45.6
966	46.9
967	47.0
968	46.9
969	46.5
970	45.8
971	44.3
972	41.3
973	36.5
974	31.7
975	27.0
976	24.7
977	19.3
978	16.0
979	13.2
980	10.7
981	8.8
982	7.2
983	5.5
984	3.2
985	1.1
986	0.0
987	0.0

988	0.0
989	0.0
990	0.0
991	0.0
992	0.0
993	0.0
994	0.0
995	0.0
996	0.0
997	0.0
998	0.0
999	0.0
1000	0.0
1001	0.0
1002	0.0
1003	0.0
1004	0.0
1005	0.0
1006	0.0
1007	0.0
1008	0.0
1009	0.0
1010	0.0
1011	0.0
1012	0.0
1013	0.0
1014	0.0
1015	0.0
1016	0.0
1017	0.0
1018	0.0
1019	0.0
1020	0.0
1021	0.0
1022	0.0

表3 高速フェーズa (Class 3a)

時間 (s)	速度 (km/h)	1061	13.4	1101	58.9	1141	15.1	1181	74.9	1221	93.9
1023	0.0	1062	12.0	1102	58.4	1142	16.4	1182	75.6	1222	94.0
1024	0.0	1063	12.1	1103	58.8	1143	19.1	1183	76.3	1223	94.1
1025	0.0	1064	12.8	1104	60.2	1144	22.5	1184	77.1	1224	94.3
1026	0.0	1065	15.6	1105	62.3	1145	24.4	1185	77.9	1225	94.4
1027	0.8	1066	19.9	1106	63.9	1146	24.8	1186	78.5	1226	94.6
1028	3.6	1067	23.4	1107	64.5	1147	22.7	1187	79.0	1227	94.7
1029	8.6	1068	24.6	1108	64.4	1148	17.4	1188	79.7	1228	94.8
1030	14.6	1069	27.0	1109	63.5	1149	13.8	1189	80.3	1229	95.0
1031	20.0	1070	29.0	1110	62.0	1150	12.0	1190	81.0	1230	95.1
1032	24.4	1071	32.0	1111	61.2	1151	12.0	1191	81.6	1231	95.3
1033	28.2	1072	34.8	1112	61.3	1152	12.0	1192	82.4	1232	95.4
1034	31.7	1073	37.7	1113	61.7	1153	13.9	1193	82.9	1233	95.6
1035	35.0	1074	40.8	1114	62.0	1154	17.7	1194	83.4	1234	95.7
1036	37.6	1075	43.2	1115	64.6	1155	22.8	1195	83.8	1235	95.8
1037	39.7	1076	46.0	1116	66.0	1156	27.3	1196	84.2	1236	96.0
1038	41.5	1077	48.0	1117	66.2	1157	31.2	1197	84.7	1237	96.1
1039	43.6	1078	50.7	1118	65.8	1158	35.2	1198	85.2	1238	96.3
1040	46.0	1079	52.0	1119	64.7	1159	39.4	1199	85.6	1239	96.4
1041	48.4	1080	54.5	1120	63.6	1160	42.5	1200	86.3	1240	96.6
1042	50.5	1081	55.9	1121	62.9	1161	45.4	1201	86.8	1241	96.8
1043	51.9	1082	57.4	1122	62.4	1162	48.2	1202	87.4	1242	97.0
1044	52.6	1083	58.1	1123	61.7	1163	50.3	1203	88.0	1243	97.2
1045	52.8	1084	58.4	1124	60.1	1164	52.6	1204	88.3	1244	97.3
1046	52.9	1085	58.8	1125	57.3	1165	54.5	1205	88.7	1245	97.4
1047	53.1	1086	58.8	1126	55.8	1166	56.6	1206	89.0	1246	97.4
1048	53.3	1087	58.6	1127	50.5	1167	58.3	1207	89.3	1247	97.4
1049	53.1	1088	58.7	1128	45.2	1168	60.0	1208	89.8	1248	97.4
1050	52.3	1089	58.8	1129	40.1	1169	61.5	1209	90.2	1249	97.3
1051	50.7	1090	58.8	1130	36.2	1170	63.1	1210	90.6	1250	97.3
1052	48.8	1091	58.8	1131	32.9	1171	64.3	1211	91.0	1251	97.3
1053	46.5	1092	59.1	1132	29.8	1172	65.7	1212	91.3	1252	97.3
1054	43.8	1093	60.1	1133	26.6	1173	67.1	1213	91.6	1253	97.2
1055	40.3	1094	61.7	1134	23.0	1174	68.3	1214	91.9	1254	97.1
1056	36.0	1095	63.0	1135	19.4	1175	69.7	1215	92.2	1255	97.0
1057	30.7	1096	63.7	1136	16.3	1176	70.6	1216	92.8	1256	96.9
1058	25.4	1097	63.9	1137	14.6	1177	71.6	1217	93.1	1257	96.7
1059	21.0	1098	63.5	1138	14.2	1178	72.6	1218	93.3	1258	96.4
1060	16.7	1099	62.3	1139	14.3	1179	73.5	1219	93.5	1259	96.1
		1100	60.3	1140	14.6	1180	74.2	1220	93.7	1260	95.7

1261	95.5	1301	77.9	1341	79.9	1381	29.6	1421	40.9	1461	0.0
1262	95.3	1302	77.6	1342	80.0	1382	28.7	1422	38.3	1462	0.0
1263	95.2	1303	77.3	1343	80.4	1383	29.3	1423	35.3	1463	0.0
1264	95.0	1304	77.0	1344	80.8	1384	30.5	1424	34.3	1464	0.0
1265	94.9	1305	76.7	1345	81.2	1385	31.7	1425	34.6	1465	0.0
1266	94.7	1306	76.0	1346	81.5	1386	32.9	1426	36.3	1466	0.0
1267	94.5	1307	76.0	1347	81.6	1387	35.0	1427	39.5	1467	0.0
1268	94.4	1308	76.0	1348	81.6	1388	38.0	1428	41.8	1468	0.0
1269	94.4	1309	75.9	1349	81.4	1389	40.5	1429	42.5	1469	0.0
1270	94.3	1310	76.0	1350	80.7	1390	42.7	1430	41.9	1470	0.0
1271	94.3	1311	76.0	1351	79.6	1391	45.8	1431	40.1	1471	0.0
1272	94.1	1312	76.1	1352	78.2	1392	47.5	1432	36.6	1472	0.0
1273	93.9	1313	76.3	1353	76.8	1393	48.9	1433	31.3	1473	0.0
1274	93.4	1314	76.5	1354	75.3	1394	49.4	1434	26.0	1474	0.0
1275	92.8	1315	76.6	1355	73.8	1395	49.4	1435	20.6	1475	0.0
1276	92.0	1316	76.8	1356	72.1	1396	49.2	1436	19.1	1476	0.0
1277	91.3	1317	77.1	1357	70.2	1397	48.7	1437	19.7	1477	0.0
1278	90.6	1318	77.1	1358	68.2	1398	47.9	1438	21.1		
1279	90.0	1319	77.2	1359	66.1	1399	46.9	1439	22.0		
1280	89.3	1320	77.2	1360	63.8	1400	45.6	1440	22.1		
1281	88.7	1321	77.6	1361	61.6	1401	44.2	1441	21.4		
1282	88.1	1322	78.0	1362	60.2	1402	42.7	1442	19.6		
1283	87.4	1323	78.4	1363	59.8	1403	40.7	1443	18.3		
1284	86.7	1324	78.8	1364	60.4	1404	37.1	1444	18.0		
1285	86.0	1325	79.2	1365	61.8	1405	33.9	1445	18.3		
1286	85.3	1326	80.3	1366	62.6	1406	30.6	1446	18.5		
1287	84.7	1327	80.8	1367	62.7	1407	28.6	1447	17.9		
1288	84.1	1328	81.0	1368	61.9	1408	27.3	1448	15.0		
1289	83.5	1329	81.0	1369	60.0	1409	27.2	1449	9.9		
1290	82.9	1330	81.0	1370	58.4	1410	27.5	1450	4.6		
1291	82.3	1331	81.0	1371	57.8	1411	27.4	1451	1.2		
1292	81.7	1332	81.0	1372	57.8	1412	27.1	1452	0.0		
1293	81.1	1333	80.9	1373	57.8	1413	26.7	1453	0.0		
1294	80.5	1334	80.6	1374	57.3	1414	26.8	1454	0.0		
1295	79.9	1335	80.3	1375	56.2	1415	28.2	1455	0.0		
1296	79.4	1336	80.0	1376	54.3	1416	31.1	1456	0.0		
1297	79.1	1337	79.9	1377	50.8	1417	34.8	1457	0.0		
1298	78.8	1338	79.8	1378	45.5	1418	38.4	1458	0.0		
1299	78.5	1339	79.8	1379	40.2	1419	40.9	1459	0.0		
1300	78.2	1340	79.8	1380	34.9	1420	41.7	1460	0.0		



表5 高速フェーズb (Class 3b)

時間 (s)	速度 (km/h)
1023	0.0
1024	0.0
1025	0.0
1026	0.0
1027	0.8
1028	3.6
1029	8.6
1030	14.6
1031	20.0
1032	24.4
1033	28.2
1034	31.7
1035	35.0
1036	37.6
1037	39.7
1038	41.5
1039	43.6
1040	46.0
1041	48.4
1042	50.5
1043	51.9
1044	52.6
1045	52.8
1046	52.9
1047	53.1
1048	53.3
1049	53.1
1050	52.3
1051	50.7
1052	48.8
1053	46.5
1054	43.8
1055	40.3
1056	36.0
1057	30.7
1058	25.4
1059	21.0
1060	16.7

1061	13.4
1062	12.0
1063	12.1
1064	12.8
1065	15.6
1066	19.9
1067	23.4
1068	24.6
1069	25.2
1070	26.4
1071	28.8
1072	31.8
1073	35.3
1074	39.5
1075	44.5
1076	49.3
1077	53.3
1078	56.4
1079	58.9
1080	61.2
1081	62.6
1082	63.0
1083	62.5
1084	60.9
1085	59.3
1086	58.6
1087	58.6
1088	58.7
1089	58.8
1090	58.8
1091	58.8
1092	59.1
1093	60.1
1094	61.7
1095	63.0
1096	63.7
1097	63.9
1098	63.5
1099	62.3
1100	60.3

1101	58.9
1102	58.4
1103	58.8
1104	60.2
1105	62.3
1106	63.9
1107	64.5
1108	64.4
1109	63.5
1110	62.0
1111	61.2
1112	61.3
1113	62.6
1114	65.3
1115	68.0
1116	69.4
1117	69.7
1118	69.3
1119	68.1
1120	66.9
1121	66.2
1122	65.7
1123	64.9
1124	63.2
1125	60.3
1126	55.8
1127	50.5
1128	45.2
1129	40.1
1130	36.2
1131	32.9
1132	29.8
1133	26.6
1134	23.0
1135	19.4
1136	16.3
1137	14.6
1138	14.2
1139	14.3
1140	14.6

1141	15.1
1142	16.4
1143	19.1
1144	22.5
1145	24.4
1146	24.8
1147	22.7
1148	17.4
1149	13.8
1150	12.0
1151	12.0
1152	12.0
1153	13.9
1154	17.7
1155	22.8
1156	27.3
1157	31.2
1158	35.2
1159	39.4
1160	42.5
1161	45.4
1162	48.2
1163	50.3
1164	52.6
1165	54.5
1166	56.6
1167	58.3
1168	60.0
1169	61.5
1170	63.1
1171	64.3
1172	65.7
1173	67.1
1174	68.3
1175	69.7
1176	70.6
1177	71.6
1178	72.6
1179	73.5
1180	74.2

1181	74.9
1182	75.6
1183	76.3
1184	77.1
1185	77.9
1186	78.5
1187	79.0
1188	79.7
1189	80.3
1190	81.0
1191	81.6
1192	82.4
1193	82.9
1194	83.4
1195	83.8
1196	84.2
1197	84.7
1198	85.2
1199	85.6
1200	86.3
1201	86.8
1202	87.4
1203	88.0
1204	88.3
1205	88.7
1206	89.0
1207	89.3
1208	89.8
1209	90.2
1210	90.6
1211	91.0
1212	91.3
1213	91.6
1214	91.9
1215	92.2
1216	92.8
1217	93.1
1218	93.3
1219	93.5
1220	93.7

1221	93.9
1222	94.0
1223	94.1
1224	94.3
1225	94.4
1226	94.6
1227	94.7
1228	94.8
1229	95.0
1230	95.1
1231	95.3
1232	95.4
1233	95.6
1234	95.7
1235	95.8
1236	96.0
1237	96.1
1238	96.3
1239	96.4
1240	96.6
1241	96.8
1242	97.0
1243	97.2
1244	97.3
1245	97.4
1246	97.4
1247	97.4
1248	97.4
1249	97.3
1250	97.3
1251	97.3
1252	97.3
1253	97.2
1254	97.1
1255	97.0
1256	96.9
1257	96.7
1258	96.4
1259	96.1
1260	95.7

1261	95.5
1262	95.3
1263	95.2
1264	95.0
1265	94.9
1266	94.7
1267	94.5
1268	94.4
1269	94.4
1270	94.3
1271	94.3
1272	94.1
1273	93.9
1274	93.4
1275	92.8
1276	92.0
1277	91.3
1278	90.6
1279	90.0
1280	89.3
1281	88.7
1282	88.1
1283	87.4
1284	86.7
1285	86.0
1286	85.3
1287	84.7
1288	84.1
1289	83.5
1290	82.9
1291	82.3
1292	81.7
1293	81.1
1294	80.5
1295	79.9
1296	79.4
1297	79.1
1298	78.8
1299	78.5
1300	78.2

1301	77.9
1302	77.6
1303	77.3
1304	77.0
1305	76.7
1306	76.0
1307	76.0
1308	76.0
1309	75.9
1310	75.9
1311	75.8
1312	75.7
1313	75.5
1314	75.2
1315	75.0
1316	74.7
1317	74.1
1318	73.7
1319	73.3
1320	73.5
1321	74.0
1322	74.9
1323	76.1
1324	77.7
1325	79.2
1326	80.3
1327	80.8
1328	81.0
1329	81.0
1330	81.0
1331	81.0
1332	81.0
1333	80.9
1334	80.6
1335	80.3
1336	80.0
1337	79.9
1338	79.8
1339	79.8
1340	79.8

1341	79.9
1342	80.0
1343	80.4
1344	80.8
1345	81.2
1346	81.5
1347	81.6
1348	81.6
1349	81.4
1350	80.7
1351	79.6
1352	78.2
1353	76.8
1354	75.3
1355	73.8
1356	72.1
1357	70.2
1358	68.2
1359	66.1
1360	63.8
1361	61.6
1362	60.2
1363	59.8
1364	60.4
1365	61.8
1366	62.6
1367	62.7
1368	61.9
1369	60.0
1370	58.4
1371	57.8
1372	57.8
1373	57.8
1374	57.3
1375	56.2
1376	54.3
1377	50.8
1378	45.5
1379	40.2
1380	34.9

1381	29.6
1382	27.3
1383	29.3
1384	32.9
1385	35.6
1386	36.7
1387	37.6
1388	39.4
1389	42.5
1390	46.5
1391	50.2
1392	52.8
1393	54.3
1394	54.9
1395	54.9
1396	54.7
1397	54.1
1398	53.2
1399	52.1
1400	50.7
1401	49.1
1402	47.4
1403	45.2
1404	41.8
1405	36.5
1406	31.2
1407	27.6
1408	26.9
1409	27.3
1410	27.5
1411	27.4
1412	27.1
1413	26.7
1414	26.8
1415	28.2
1416	31.1
1417	34.8
1418	38.4
1419	40.9
1420	41.7

1421	40.9
1422	38.3
1423	35.3
1424	34.3
1425	34.6
1426	36.3
1427	39.5
1428	41.8
1429	42.5
1430	41.9
1431	40.1
1432	36.6
1433	31.3
1434	26.0
1435	20.6
1436	19.1
1437	19.7
1438	21.1
1439	22.0
1440	22.1
1441	21.4
1442	19.6
1443	18.3
1444	18.0
1445	18.3
1446	18.5
1447	17.9
1448	15.0
1449	9.9
1450	4.6
1451	1.2
1452	0.0
1453	0.0
1454	0.0
1455	0.0
1456	0.0
1457	0.0
1458	0.0
1459	0.0
1460	0.0

1461	0.0
1462	0.0
1463	0.0
1464	0.0
1465	0.0
1466	0.0
1467	0.0
1468	0.0
1469	0.0
1470	0.0
1471	0.0
1472	0.0
1473	0.0
1474	0.0
1475	0.0
1476	0.0
1477	0.0

表 6 低速フェーズ (Class 2)

時間 (s)	速度 (km/h)	38	5.3	78	0.0	118	16.2	158	12.3	198	48.9
0	0.0	39	6.0	79	0.0	119	16.8	159	12.2	199	48.5
1	0.0	40	6.6	80	0.0	120	17.5	160	12.3	200	48.3
2	0.0	41	7.3	81	0.0	121	18.8	161	12.4	201	48.2
3	0.0	42	7.9	82	0.0	122	20.3	162	12.5	202	47.9
4	0.0	43	8.6	83	0.0	123	22.0	163	12.7	203	47.1
5	0.0	44	9.3	84	0.0	124	23.6	164	12.8	204	45.5
6	0.0	45	10.0	85	0.0	125	24.8	165	13.2	205	43.2
7	0.0	46	10.8	86	0.0	126	25.6	166	14.3	206	40.6
8	0.0	47	11.5	87	0.0	127	26.3	167	16.5	207	38.5
9	0.0	48	12.4	88	0.0	128	27.2	168	19.4	208	36.9
10	0.0	49	13.2	89	0.0	129	28.3	169	21.7	209	35.9
11	0.0	50	14.2	90	0.0	130	29.6	170	23.1	210	35.3
12	0.0	51	14.8	91	0.0	131	30.9	171	23.5	211	34.8
13	1.2	52	14.7	92	0.0	132	32.2	172	24.2	212	34.5
14	2.6	53	14.4	93	0.0	133	33.4	173	24.8	213	34.2
15	4.9	54	14.1	94	0.0	134	35.1	174	25.4	214	34.0
16	7.3	55	13.6	95	0.0	135	37.2	175	25.8	215	33.8
17	9.4	56	13.0	96	0.0	136	38.7	176	26.5	216	33.6
18	11.4	57	12.4	97	0.0	137	39.0	177	27.2	217	33.5
19	12.7	58	11.8	98	0.0	138	40.1	178	28.3	218	33.5
20	13.3	59	11.2	99	0.0	139	40.4	179	29.9	219	33.4
21	13.4	60	10.6	100	0.0	140	39.7	180	32.4	220	33.3
22	13.3	61	9.9	101	0.0	141	36.8	181	35.1	221	33.3
23	13.1	62	9.0	102	0.0	142	35.1	182	37.5	222	33.2
24	12.5	63	8.2	103	0.0	143	32.2	183	39.2	223	33.1
25	11.1	64	7.0	104	0.0	144	31.1	184	40.5	224	33.0
26	8.9	65	4.8	105	0.0	145	30.8	185	41.4	225	32.9
27	6.2	66	2.3	106	0.0	146	29.7	186	42.0	226	32.8
28	3.8	67	0.0	107	0.8	147	29.4	187	42.5	227	32.7
29	1.8	68	0.0	108	1.4	148	29.0	188	43.2	228	32.5
30	0.0	69	0.0	109	2.3	149	28.5	189	44.4	229	32.3
31	0.0	70	0.0	110	3.5	150	26.0	190	45.9	230	31.8
32	0.0	71	0.0	111	4.7	151	23.4	191	47.6	231	31.4
33	0.0	72	0.0	112	5.9	152	20.7	192	49.0	232	30.9
34	1.5	73	0.0	113	7.4	153	17.4	193	50.0	233	30.6
35	2.8	74	0.0	114	9.2	154	15.2	194	50.2	234	30.6
36	3.6	75	0.0	115	11.7	155	13.5	195	50.1	235	30.7
37	4.5	76	0.0	116	13.5	156	13.0	196	49.8	236	32.0
		77	0.0	117	15.0	157	12.4	197	49.4	237	33.5
238	35.8	278	40.4	318	16.2	358	0.0	398	15.6	438	0.0
239	37.6	279	39.0	319	18.8	359	0.0	399	14.8	439	0.0
240	38.8	280	37.7	320	21.9	360	1.4	400	14.3	440	0.0
241	39.6	281	36.4	321	25.0	361	3.2	401	13.8	441	0.0
242	40.1	282	35.2	322	28.4	362	5.6	402	13.4	442	0.0
243	40.9	283	34.3	323	31.3	363	8.1	403	13.1	443	0.0
244	41.8	284	33.8	324	34.0	364	10.3	404	12.8	444	0.0
245	43.3	285	33.3	325	34.6	365	12.1	405	12.3	445	0.0
246	44.7	286	32.5	326	33.9	366	12.6	406	11.6	446	0.0
247	46.4	287	30.9	327	31.9	367	13.6	407	10.5	447	0.0
248	47.9	288	28.6	328	30.0	368	14.5	408	9.0	448	0.0
249	49.6	289	25.9	329	29.0	369	15.6	409	7.2	449	0.0
250	49.6	290	23.1	330	27.9	370	16.8	410	5.2	450	0.0
251	48.8	291	20.1	331	27.1	371	18.2	411	2.9	451	0.0
252	48.0	292	17.3	332	26.4	372	19.6	412	1.2	452	0.0
253	47.5	293	15.1	333	25.9	373	20.9	413	0.0	453	0.0
254	47.1	294	13.7	334	25.5	374	22.3	414	0.0	454	0.0
255	46.9	295	13.4	335	25.0	375	23.8	415	0.0	455	0.0
256	45.8	296	13.9	336	24.6	376	25.4	416	0.0	456	0.0
257	45.8	297	15.0	337	23.9	377	27.0	417	0.0	457	0.0
258	45.8	298	16.3	338	23.0	378	28.6	418	0.0	458	0.0
259	45.9	299	17.4	339	21.8	379	30.2	419	0.0	459	0.0
260	46.2	300	18.2	340	20.7	380	31.2	420	0.0	460	0.0
261	46.4	301	18.6	341	19.6	381	31.2	421	0.0	461	0.0
262	46.6	302	19.0	342	18.7	382	30.7	422	0.0	462	0.0
263	46.8	303	19.4	343	18.1	383	29.5	423	0.0	463	0.0
264	47.0	304	19.8	344	17.5	384	28.6	424	0.0	464	0.0
265	47.3	305	20.1	345	16.7	385	27.7	425	0.0	465	0.0
266	47.5	306	20.5	346	15.4	386	26.9	426	0.0	466	0.0
267	47.9	307	20.2	347	13.6	387	26.1	427	0.0	467	0.0
268	48.3	308	18.6	348	11.2	388	25.4	428	0.0	468	0.0
269	48.3	309	16.5	349	8.6	389	24.6	429	0.0	469	0.0
270	48.2	310	14.4	350	6.0	390	23.6	430	0.0	470	0.0
271	48.0	311	13.4	351	3.1	391	22.6	431	0.0	471	0.0
272	47.7	312	12.9	352	1.2	392	21.7	432	0.0	472	0.0
273	47.2	313	12.7	353	0.0	393	20.7	433	0.0	473	0.0
274	46.5	314	12.4	354	0.0	394	19.8	434	0.0	474	0.0
275	45.2	315	12.4	355	0.0	395	18.8	435	0.0	475	0.0
276	43.7	316	12.8	356	0.0	396	17.7	436	0.0	476	0.0
277	42.0	317	14.1	357	0.0	397	16.6	437	0.0	477	0.0

478	0.0
479	0.0
480	0.0
481	1.4
482	2.5
483	5.2
484	7.9
485	10.3
486	12.7
487	15.0
488	17.4
489	19.7
490	21.9
491	24.1
492	26.2
493	28.1
494	29.7
495	31.3
496	33.0
497	34.7
498	36.3
499	38.1
500	39.4
501	40.4
502	41.2
503	42.1
504	43.2
505	44.3
506	45.7
507	45.4
508	44.5
509	42.5
510	39.5
511	36.5
512	33.5
513	30.4
514	27.0
515	23.6
516	21.0
517	19.5

518	17.6
519	16.1
520	14.5
521	13.5
522	13.7
523	16.0
524	18.1
525	20.8
526	21.5
527	22.5
528	23.4
529	24.5
530	25.6
531	26.0
532	26.5
533	26.9
534	27.3
535	27.9
536	30.3
537	33.2
538	35.4
539	38.0
540	40.1
541	42.7
542	44.5
543	46.3
544	47.6
545	48.8
546	49.7
547	50.6
548	51.4
549	51.4
550	50.2
551	47.1
552	44.5
553	41.5
554	38.5
555	35.5
556	32.5
557	29.5

558	26.5
559	23.5
560	20.4
561	17.5
562	14.5
563	11.5
564	8.5
565	5.6
566	2.6
567	0.0
568	0.0
569	0.0
570	0.0
571	0.0
572	0.0
573	0.0
574	0.0
575	0.0
576	0.0
577	0.0
578	0.0
579	0.0
580	0.0
581	0.0
582	0.0
583	0.0
584	0.0
585	0.0
586	0.0
587	0.0
588	0.0
589	0.0

表7 中速フェーズ (Class 2)

時間 (s)	速度 (km/h)
590	0.0
591	0.0
592	0.0
593	0.0
594	0.0
595	0.0
596	0.0
597	0.0
598	0.0
599	0.0
600	0.0
601	1.6
602	3.6
603	6.3
604	9.0
605	11.8
606	14.2
607	16.6
608	18.5
609	20.8
610	23.4
611	26.9
612	30.3
613	32.8
614	34.1
615	34.2
616	33.6
617	32.1
618	30.0
619	27.5
620	25.1
621	22.8
622	20.5
623	17.9
624	15.1
625	13.4
626	12.8
627	13.7

628	16.0
629	18.1
630	20.8
631	23.7
632	26.5
633	29.3
634	32.0
635	34.5
636	36.8
637	38.6
638	39.8
639	40.6
640	41.1
641	41.9
642	42.8
643	44.3
644	45.7
645	47.4
646	48.9
647	50.6
648	52.0
649	53.7
650	55.0
651	56.8
652	58.0
653	59.8
654	61.1
655	62.4
656	63.0
657	63.5
658	63.0
659	62.0
660	60.4
661	58.6
662	56.7
663	55.0
664	53.7
665	52.7
666	51.9
667	51.4

668	51.0
669	50.7
670	50.6
671	50.8
672	51.2
673	51.7
674	52.3
675	53.1
676	53.8
677	54.5
678	55.1
679	55.9
680	56.5
681	57.1
682	57.8
683	58.5
684	59.3
685	60.2
686	61.3
687	62.4
688	63.4
689	64.4
690	65.4
691	66.3
692	67.2
693	68.0
694	68.8
695	69.5
696	70.1
697	70.6
698	71.0
699	71.6
700	72.2
701	72.8
702	73.5
703	74.1
704	74.3
705	74.3
706	73.7
707	71.9

708	70.5
709	68.9
710	67.4
711	66.0
712	64.7
713	63.7
714	62.9
715	62.2
716	61.7
717	61.2
718	60.7
719	60.3
720	59.9
721	59.6
722	59.3
723	59.0
724	58.6
725	58.0
726	57.5
727	56.9
728	56.3
729	55.9
730	55.6
731	55.3
732	55.1
733	54.8
734	54.6
735	54.5
736	54.3
737	53.9
738	53.4
739	52.6
740	51.5
741	50.2
742	48.7
743	47.0
744	45.1
745	43.0
746	40.6
747	38.1

748	35.4
749	32.7
750	30.0
751	27.5
752	25.3
753	23.4
754	22.0
755	20.8
756	19.8
757	18.9
758	18.0
759	17.0
760	16.1
761	15.5
762	14.4
763	14.9
764	15.9
765	17.1
766	18.3
767	19.4
768	20.4
769	21.2
770	21.9
771	22.7
772	23.4
773	24.2
774	24.3
775	24.2
776	24.1
777	23.8
778	23.0
779	22.6
780	21.7
781	21.3
782	20.3
783	19.1
784	18.1
785	16.9
786	16.0
787	14.8

788	14.5
789	13.7
790	13.5
791	12.9
792	12.7
793	12.5
794	12.5
795	12.6
796	13.0
797	13.6
798	14.6
799	15.7
800	17.1
801	18.7
802	20.2
803	21.9
804	23.6
805	25.4
806	27.1
807	28.9
808	30.4
809	32.0
810	33.4
811	35.0
812	36.4
813	38.1
814	39.7
815	41.6
816	43.3
817	45.1
818	46.9
819	48.7
820	50.5
821	52.4
822	54.1
823	55.7
824	56.8
825	57.9
826	59.0
827	59.9

828	60.7
829	61.4
830	62.0
831	62.5
832	62.9
833	63.2
834	63.4
835	63.7
836	64.0
837	64.4
838	64.9
839	65.5
840	66.2
841	67.0
842	67.8
843	68.6
844	69.4
845	70.1
846	70.9
847	71.7
848	72.5
849	73.2
850	73.8
851	74.4
852	74.7
853	74.7
854	74.6
855	74.2
856	73.5
857	72.6
858	71.8
859	71.0
860	70.1
861	69.4
862	68.9
863	68.4
864	67.9
865	67.1
866	65.8
867	63.9

868	61.4
869	58.4
870	55.4
871	52.4
872	50.0
873	48.3
874	47.3
875	46.8
876	46.9
877	47.1
878	47.5
879	47.8
880	48.3
881	48.8
882	49.5
883	50.2
884	50.8
885	51.4
886	51.8
887	51.9
888	51.7
889	51.2
890	50.4
891	49.2
892	47.7
893	46.3
894	45.1
895	44.2
896	43.7
897	43.4
898	43.1
899	42.5
900	41.8
901	41.1
902	40.3
903	39.7
904	39.3
905	39.2
906	39.3
907	39.6

908	40.0
909	40.7
910	41.4
911	42.2
912	43.1
913	44.1
914	44.9
915	45.6
916	46.4
917	47.0
918	47.8
919	48.3
920	48.9
921	49.4
922	49.8
923	49.6
924	49.3
925	49.0
926	48.5
927	48.0
928	47.5
929	47.0
930	46.9
931	46.8
932	46.8
933	46.8
934	46.9
935	46.9
936	46.9
937	46.9
938	46.9
939	46.8
940	46.6
941	46.4
942	46.0
943	45.5
944	45.0
945	44.5
946	44.2
947	43.9

948	43.7
949	43.6
950	43.6
951	43.5
952	43.5
953	43.4
954	43.3
955	43.1
956	42.9
957	42.7
958	42.5
959	42.4
960	42.2
961	42.1
962	42.0
963	41.8
964	41.7
965	41.5
966	41.3
967	41.1
968	40.8
969	40.3
970	39.6
971	38.5
972	37.0
973	35.1
974	33.0
975	30.6
976	27.9
977	25.1
978	22.0
979	18.8
980	15.5
981	12.3
982	8.8
983	6.0
984	3.6
985	1.6
986	0.0
987	0.0

988	0.0
989	0.0
990	0.0
991	0.0
992	0.0
993	0.0
994	0.0
995	0.0
996	0.0
997	0.0
998	0.0
999	0.0
1000	0.0
1001	0.0
1002	0.0
1003	0.0
1004	0.0
1005	0.0
1006	0.0
1007	0.0
1008	0.0
1009	0.0
1010	0.0
1011	0.0
1012	0.0
1013	0.0
1014	0.0
1015	0.0
1016	0.0
1017	0.0
1018	0.0
1019	0.0
1020	0.0
1021	0.0
1022	0.0

表 8 高速フェーズ (Class 2)

時間 (s)	速度 (km/h)
1023	0.0
1024	0.0
1025	0.0
1026	0.0
1027	1.1
1028	3.0
1029	5.7
1030	8.4
1031	11.1
1032	14.0
1033	17.0
1034	20.1
1035	22.7
1036	23.6
1037	24.5
1038	24.8
1039	25.1
1040	25.3
1041	25.5
1042	25.7
1043	25.8
1044	25.9
1045	26.0
1046	26.1
1047	26.3
1048	26.5
1049	26.8
1050	27.1
1051	27.5
1052	28.0
1053	28.6
1054	29.3
1055	30.4
1056	31.8
1057	33.7
1058	35.8
1059	37.8
1060	39.5

1061	40.8
1062	41.8
1063	42.4
1064	43.0
1065	43.4
1066	44.0
1067	44.4
1068	45.0
1069	45.4
1070	46.0
1071	46.4
1072	47.0
1073	47.4
1074	48.0
1075	48.4
1076	49.0
1077	49.4
1078	50.0
1079	50.4
1080	50.8
1081	51.1
1082	51.3
1083	51.3
1084	51.3
1085	51.3
1086	51.3
1087	51.3
1088	51.3
1089	51.4
1090	51.6
1091	51.8
1092	52.1
1093	52.3
1094	52.6
1095	52.8
1096	52.9
1097	53.0
1098	53.0
1099	53.0
1100	53.1

1101	53.2
1102	53.3
1103	53.4
1104	53.5
1105	53.7
1106	55.0
1107	56.8
1108	58.8
1109	60.9
1110	63.0
1111	65.0
1112	66.9
1113	68.6
1114	70.1
1115	71.5
1116	72.8
1117	73.9
1118	74.9
1119	75.7
1120	76.4
1121	77.1
1122	77.6
1123	78.0
1124	78.2
1125	78.4
1126	78.5
1127	78.5
1128	78.6
1129	78.7
1130	78.9
1131	79.1
1132	79.4
1133	79.8
1134	80.1
1135	80.5
1136	80.8
1137	81.0
1138	81.2
1139	81.3
1140	81.2

1141	81.0
1142	80.6
1143	80.0
1144	79.1
1145	78.0
1146	76.8
1147	75.5
1148	74.1
1149	72.9
1150	71.9
1151	71.2
1152	70.9
1153	71.0
1154	71.5
1155	72.3
1156	73.2
1157	74.1
1158	74.9
1159	75.4
1160	75.5
1161	75.2
1162	74.5
1163	73.3
1164	71.7
1165	69.9
1166	67.9
1167	65.7
1168	63.5
1169	61.2
1170	59.0
1171	56.8
1172	54.7
1173	52.7
1174	50.9
1175	49.4
1176	48.1
1177	47.1
1178	46.5
1179	46.3
1180	46.5

1181	47.2
1182	48.3
1183	49.7
1184	51.3
1185	53.0
1186	54.9
1187	56.7
1188	58.6
1189	60.2
1190	61.6
1191	62.2
1192	62.5
1193	62.8
1194	62.9
1195	63.0
1196	63.0
1197	63.1
1198	63.2
1199	63.3
1200	63.5
1201	63.7
1202	63.9
1203	64.1
1204	64.3
1205	66.1
1206	67.9
1207	69.7
1208	71.4
1209	73.1
1210	74.7
1211	76.2
1212	77.5
1213	78.6
1214	79.7
1215	80.6
1216	81.5
1217	82.2
1218	83.0
1219	83.7
1220	84.4

1221	84.9
1222	85.1
1223	85.2
1224	84.9
1225	84.4
1226	83.6
1227	82.7
1228	81.5
1229	80.1
1230	78.7
1231	77.4
1232	76.2
1233	75.4
1234	74.8
1235	74.3
1236	73.8
1237	73.2
1238	72.4
1239	71.6
1240	70.8
1241	69.9
1242	67.9
1243	65.7
1244	63.5
1245	61.2
1246	59.0
1247	56.8
1248	54.7
1249	52.7
1250	50.9
1251	49.4
1252	48.1
1253	47.1
1254	46.5
1255	46.3
1256	45.1
1257	43.0
1258	40.6
1259	38.1
1260	35.4

1261	32.7
1262	30.0
1263	29.9
1264	30.0
1265	30.2
1266	30.4
1267	30.6
1268	31.6
1269	33.0
1270	33.9
1271	34.8
1272	35.7
1273	36.6
1274	37.5
1275	38.4
1276	39.3
1277	40.2
1278	40.8
1279	41.7
1280	42.4
1281	43.1
1282	43.6
1283	44.2
1284	44.8
1285	45.5
1286	46.3
1287	47.2
1288	48.1
1289	49.1
1290	50.0
1291	51.0
1292	51.9
1293	52.7
1294	53.7
1295	55.0
1296	56.8
1297	58.8
1298	60.9
1299	63.0
1300	65.0

1301	66.9
1302	68.6
1303	70.1
1304	71.0
1305	71.8
1306	72.8
1307	72.9
1308	73.0
1309	72.3
1310	71.9
1311	71.3
1312	70.9
1313	70.5
1314	70.0
1315	69.6
1316	69.2
1317	68.8
1318	68.4
1319	67.9
1320	67.5
1321	67.2
1322	66.8
1323	65.6
1324	63.3
1325	60.2
1326	56.2
1327	52.2
1328	48.4
1329	45.0
1330	41.6
1331	38.6
1332	36.4
1333	34.8
1334	34.2
1335	34.7
1336	36.3
1337	38.5
1338	41.0
1339	43.7
1340	46.5

1341	49.1
1342	51.6
1343	53.9
1344	56.0
1345	57.9
1346	59.7
1347	61.2
1348	62.5
1349	63.5
1350	64.3
1351	65.3
1352	66.3
1353	67.3
1354	68.3
1355	69.3
1356	70.3
1357	70.8
1358	70.8
1359	70.8
1360	70.9
1361	70.9
1362	70.9
1363	70.9
1364	71.0
1365	71.0
1366	71.1
1367	71.2
1368	71.3
1369	71.4
1370	71.5
1371	71.7
1372	71.8
1373	71.9
1374	71.9
1375	71.9
1376	71.9
1377	71.9
1378	71.9
1379	71.9
1380	72.0

1381	72.1
1382	72.4
1383	72.7
1384	73.1
1385	73.4
1386	73.8
1387	74.0
1388	74.1
1389	74.0
1390	73.0
1391	72.0
1392	71.0
1393	70.0
1394	69.0
1395	68.0
1396	67.7
1397	66.7
1398	66.6
1399	66.7
1400	66.8
1401	66.9
1402	66.9
1403	66.9
1404	66.9
1405	66.9
1406	66.9
1407	66.9
1408	67.0
1409	67.1
1410	67.3
1411	67.5
1412	67.8
1413	68.2
1414	68.6
1415	69.0
1416	69.3
1417	69.3
1418	69.2
1419	68.8
1420	68.2

1421	67.6
1422	67.4
1423	67.2
1424	66.9
1425	66.3
1426	65.4
1427	64.0
1428	62.4
1429	60.6
1430	58.6
1431	56.7
1432	54.8
1433	53.0
1434	51.3
1435	49.6
1436	47.8
1437	45.5
1438	42.8
1439	39.8
1440	36.5
1441	33.0
1442	29.5
1443	25.8
1444	22.1
1445	18.6
1446	15.3
1447	12.4
1448	9.6
1449	6.6
1450	3.8
1451	1.6
1452	0.0
1453	0.0
1454	0.0
1455	0.0
1456	0.0
1457	0.0
1458	0.0
1459	0.0
1460	0.0

1461	0.0
1462	0.0
1463	0.0
1464	0.0
1465	0.0
1466	0.0
1467	0.0
1468	0.0
1469	0.0
1470	0.0
1471	0.0
1472	0.0
1473	0.0
1474	0.0
1475	0.0
1476	0.0
1477	0.0

表9 低速フェーズ (Class1)

時間 (s)	速度 (km/h)
0	0.0
1	0.0
2	0.0
3	0.0
4	0.0
5	0.0
6	0.0
7	0.0
8	0.0
9	0.0
10	0.0
11	0.0
12	0.2
13	3.1
14	5.7
15	8.0
16	10.1
17	12.0
18	13.8
19	15.4
20	16.7
21	17.7
22	18.3
23	18.8
24	18.9
25	18.4
26	16.9
27	14.3
28	10.8
29	7.1
30	4.0
31	0.0
32	0.0
33	0.0
34	0.0
35	1.5
36	3.8
37	5.6

38	7.5
39	9.2
40	10.8
41	12.4
42	13.8
43	15.2
44	16.3
45	17.3
46	18.0
47	18.8
48	19.5
49	20.2
50	20.9
51	21.7
52	22.4
53	23.1
54	23.7
55	24.4
56	25.1
57	25.4
58	25.2
59	23.4
60	21.8
61	19.7
62	17.3
63	14.7
64	12.0
65	9.4
66	5.6
67	3.1
68	0.0
69	0.0
70	0.0
71	0.0
72	0.0
73	0.0
74	0.0
75	0.0
76	0.0
77	0.0

78	0.0
79	0.0
80	0.0
81	0.0
82	0.0
83	0.0
84	0.0
85	0.0
86	0.0
87	0.0
88	0.0
89	0.0
90	0.0
91	0.0
92	0.0
93	0.0
94	0.0
95	0.0
96	0.0
97	0.0
98	0.0
99	0.0
100	0.0
101	0.0
102	0.0
103	0.0
104	0.0
105	0.0
106	0.0
107	0.0
108	0.7
109	1.1
110	1.9
111	2.5
112	3.5
113	4.7
114	6.1
115	7.5
116	9.4
117	11.0

118	12.9
119	14.5
120	16.4
121	18.0
122	20.0
123	21.5
124	23.5
125	25.0
126	26.8
127	28.2
128	30.0
129	31.4
130	32.5
131	33.2
132	33.4
133	33.7
134	33.9
135	34.2
136	34.4
137	34.7
138	34.9
139	35.2
140	35.4
141	35.7
142	35.9
143	36.6
144	37.5
145	38.4
146	39.3
147	40.0
148	40.6
149	41.1
150	41.4
151	41.6
152	41.8
153	41.8
154	41.9
155	41.9
156	42.0
157	42.0

158	42.2
159	42.3
160	42.6
161	43.0
162	43.3
163	43.7
164	44.0
165	44.3
166	44.5
167	44.6
168	44.6
169	44.5
170	44.4
171	44.3
172	44.2
173	44.1
174	44.0
175	43.9
176	43.8
177	43.7
178	43.6
179	43.5
180	43.4
181	43.3
182	43.1
183	42.9
184	42.7
185	42.5
186	42.3
187	42.2
188	42.2
189	42.2
190	42.3
191	42.4
192	42.5
193	42.7
194	42.9
195	43.1
196	43.2
197	43.3

198	43.4
199	43.4
200	43.2
201	42.9
202	42.6
203	42.2
204	41.9
205	41.5
206	41.0
207	40.5
208	39.9
209	39.3
210	38.7
211	38.1
212	37.5
213	36.9
214	36.3
215	35.7
216	35.1
217	34.5
218	33.9
219	33.6
220	33.5
221	33.6
222	33.9
223	34.3
224	34.7
225	35.1
226	35.5
227	35.9
228	36.4
229	36.9
230	37.4
231	37.9
232	38.3
233	38.7
234	39.1
235	39.3
236	39.5
237	39.7



238	39.9
239	40.0
240	40.1
241	40.2
242	40.3
243	40.4
244	40.5
245	40.5
246	40.4
247	40.3
248	40.2
249	40.1
250	39.7
251	38.8
252	37.4
253	35.6
254	33.4
255	31.2
256	29.1
257	27.6
258	26.6
259	26.2
260	26.3
261	26.7
262	27.5
263	28.4
264	29.4
265	30.4
266	31.2
267	31.9
268	32.5
269	33.0
270	33.4
271	33.8
272	34.1
273	34.3
274	34.3
275	33.9
276	33.3
277	32.6

278	31.8
279	30.7
280	29.6
281	28.6
282	27.8
283	27.0
284	26.4
285	25.8
286	25.3
287	24.9
288	24.5
289	24.2
290	24.0
291	23.8
292	23.6
293	23.5
294	23.4
295	23.3
296	23.3
297	23.2
298	23.1
299	23.0
300	22.8
301	22.5
302	22.1
303	21.7
304	21.1
305	20.4
306	19.5
307	18.5
308	17.6
309	16.6
310	15.7
311	14.9
312	14.3
313	14.1
314	14.0
315	13.9
316	13.8
317	13.7

318	13.6
319	13.5
320	13.4
321	13.3
322	13.2
323	13.2
324	13.2
325	13.4
326	13.5
327	13.7
328	13.8
329	14.0
330	14.1
331	14.3
332	14.4
333	14.4
334	14.4
335	14.3
336	14.3
337	14.0
338	13.0
339	11.4
340	10.2
341	8.0
342	7.0
343	6.0
344	5.5
345	5.0
346	4.5
347	4.0
348	3.5
349	3.0
350	2.5
351	2.0
352	1.5
353	1.0
354	0.5
355	0.0
356	0.0
357	0.0

358	0.0
359	0.0
360	0.0
361	2.2
362	4.5
363	6.6
364	8.6
365	10.6
366	12.5
367	14.4
368	16.3
369	17.9
370	19.1
371	19.9
372	20.3
373	20.5
374	20.7
375	21.0
376	21.6
377	22.6
378	23.7
379	24.8
380	25.7
381	26.2
382	26.4
383	26.4
384	26.4
385	26.5
386	26.6
387	26.8
388	26.9
389	27.2
390	27.5
391	28.0
392	28.8
393	29.9
394	31.0
395	31.9
396	32.5
397	32.6

398	32.4
399	32.0
400	31.3
401	30.3
402	28.0
403	27.0
404	24.0
405	22.5
406	19.0
407	17.5
408	14.0
409	12.5
410	9.0
411	7.5
412	4.0
413	2.9
414	0.0
415	0.0
416	0.0
417	0.0
418	0.0
419	0.0
420	0.0
421	0.0
422	0.0
423	0.0
424	0.0
425	0.0
426	0.0
427	0.0
428	0.0
429	0.0
430	0.0
431	0.0
432	0.0
433	0.0
434	0.0
435	0.0
436	0.0
437	0.0

438	0.0
439	0.0
440	0.0
441	0.0
442	0.0
443	0.0
444	0.0
445	0.0
446	0.0
447	0.0
448	0.0
449	0.0
450	0.0
451	0.0
452	0.0
453	0.0
454	0.0
455	0.0
456	0.0
457	0.0
458	0.0
459	0.0
460	0.0
461	0.0
462	0.0
463	0.0
464	0.0
465	0.0
466	0.0
467	0.0
468	0.0
469	0.0
470	0.0
471	0.0
472	0.0
473	0.0
474	0.0
475	0.0
476	0.0
477	0.0

478	0.0
479	0.0
480	0.0
481	1.6
482	3.1
483	4.6
484	6.1
485	7.8
486	9.5
487	11.3
488	13.2
489	15.0
490	16.8
491	18.4
492	20.1
493	21.6
494	23.1
495	24.6
496	26.0
497	27.5
498	29.0
499	30.6
500	32.1
501	33.7
502	35.3
503	36.8
504	38.1
505	39.3
506	40.4
507	41.2
508	41.9
509	42.6
510	43.3
511	44.0
512	44.6
513	45.3
514	45.5
515	45.5
516	45.2
517	44.7

518	44.2
519	43.6
520	43.1
521	42.8
522	42.7
523	42.8
524	43.3
525	43.9
526	44.6
527	45.4
528	46.3
529	47.2
530	47.8
531	48.2
532	48.5
533	48.7
534	48.9
535	49.1
536	49.1
537	49.0
538	48.8
539	48.6
540	48.5
541	48.4
542	48.3
543	48.2
544	48.1
545	47.5
546	46.7
547	45.7
548	44.6
549	42.9
550	40.8
551	38.2
552	35.3
553	31.8
554	28.7
555	25.8
556	22.9
557	20.2

558	17.3
559	15.0
560	12.3
561	10.3
562	7.8
563	6.5
564	4.4
565	3.2
566	1.2
567	0.0
568	0.0
569	0.0
570	0.0
571	0.0
572	0.0
573	0.0
574	0.0
575	0.0
576	0.0
577	0.0
578	0.0
579	0.0
580	0.0
581	0.0
582	0.0
583	0.0
584	0.0
585	0.0
586	0.0
587	0.0
588	0.0
589	0.0

表10 中速フェーズ (Class1)

時間 (s)	速度 (km/h)	628	28.1	668	47.5	708	52.6	748	58.2	788	54.4
590	0.0	629	27.6	669	48.0	709	52.2	749	57.9	789	53.4
591	0.0	630	26.9	670	48.6	710	51.9	750	57.7	790	52.4
592	0.0	631	26.0	671	49.1	711	51.7	751	57.5	791	51.4
593	0.0	632	24.6	672	49.7	712	51.7	752	57.2	792	50.4
594	0.0	633	22.8	673	50.2	713	51.8	753	57.0	793	49.4
595	0.0	634	21.0	674	50.8	714	52.0	754	56.8	794	48.5
596	0.0	635	19.5	675	51.3	715	52.3	755	56.6	795	47.5
597	0.0	636	18.6	676	51.8	716	52.6	756	56.6	796	46.5
598	0.0	637	18.4	677	52.3	717	52.9	757	56.7	797	45.4
599	0.0	638	19.0	678	52.9	718	53.1	758	57.1	798	44.3
600	0.6	639	20.1	679	53.4	719	53.2	759	57.6	799	43.1
601	1.9	640	21.5	680	54.0	720	53.3	760	58.2	800	42.0
602	2.7	641	23.1	681	54.5	721	53.3	761	59.0	801	40.8
603	5.2	642	24.9	682	55.1	722	53.4	762	59.8	802	39.7
604	7.0	643	26.4	683	55.6	723	53.5	763	60.6	803	38.8
605	9.6	644	27.9	684	56.2	724	53.7	764	61.4	804	38.1
606	11.4	645	29.2	685	56.7	725	54.0	765	62.2	805	37.4
607	14.1	646	30.4	686	57.3	726	54.4	766	62.9	806	37.1
608	15.8	647	31.6	687	57.9	727	54.9	767	63.5	807	36.9
609	18.2	648	32.8	688	58.4	728	55.6	768	64.2	808	37.0
610	19.7	649	34.0	689	58.8	729	56.3	769	64.4	809	37.5
611	21.8	650	35.1	690	58.9	730	57.1	770	64.4	810	37.8
612	23.2	651	36.3	691	58.4	731	57.9	771	64.0	811	38.2
613	24.7	652	37.4	692	58.1	732	58.8	772	63.5	812	38.6
614	25.8	653	38.6	693	57.6	733	59.6	773	62.9	813	39.1
615	26.7	654	39.6	694	56.9	734	60.3	774	62.4	814	39.6
616	27.2	655	40.6	695	56.3	735	60.9	775	62.0	815	40.1
617	27.7	656	41.6	696	55.7	736	61.3	776	61.6	816	40.7
618	28.1	657	42.4	697	55.3	737	61.7	777	61.4	817	41.3
619	28.4	658	43.0	698	55.0	738	61.8	778	61.2	818	41.9
620	28.7	659	43.6	699	54.7	739	61.8	779	61.0	819	42.7
621	29.0	660	44.0	700	54.5	740	61.6	780	60.7	820	43.4
622	29.2	661	44.4	701	54.4	741	61.2	781	60.2	821	44.2
623	29.4	662	44.8	702	54.3	742	60.8	782	59.6	822	45.0
624	29.4	663	45.2	703	54.2	743	60.4	783	58.9	823	45.9
625	29.3	664	45.6	704	54.1	744	59.9	784	58.1	824	46.8
626	28.9	665	46.0	705	53.8	745	59.4	785	57.2	825	47.7
627	28.5	666	46.5	706	53.5	746	58.9	786	56.3	826	48.7
		667	47.0	707	53.0	747	58.6	787	55.3	827	49.7

828	50.6	868	54.2	908	36.2	948	34.4	988	0.0
829	51.6	869	54.0	909	36.0	949	34.1	989	0.0
830	52.5	870	53.9	910	36.2	950	33.9	990	0.0
831	53.3	871	53.7	911	37.0	951	33.6	991	0.0
832	54.1	872	53.6	912	38.0	952	33.3	992	0.0
833	54.7	873	53.5	913	39.0	953	33.0	993	0.0
834	55.3	874	53.4	914	39.7	954	32.7	994	0.0
835	55.7	875	53.3	915	40.2	955	32.3	995	0.0
836	56.1	876	53.2	916	40.7	956	31.9	996	0.0
837	56.4	877	53.1	917	41.2	957	31.5	997	0.0
838	56.7	878	53.0	918	41.7	958	31.0	998	0.0
839	57.1	879	53.0	919	42.2	959	30.6	999	0.0
840	57.5	880	53.0	920	42.7	960	30.2	1000	0.0
841	58.0	881	53.0	921	43.2	961	29.7	1001	0.0
842	58.7	882	53.0	922	43.6	962	29.1	1002	0.0
843	59.3	883	53.0	923	44.0	963	28.4	1003	0.0
844	60.0	884	52.8	924	44.2	964	27.6	1004	0.0
845	60.6	885	52.5	925	44.4	965	26.8	1005	0.0
846	61.3	886	51.9	926	44.5	966	26.0	1006	0.0
847	61.5	887	51.1	927	44.6	967	25.1	1007	0.0
848	61.5	888	50.2	928	44.7	968	24.2	1008	0.0
849	61.4	889	49.2	929	44.6	969	23.3	1009	0.0
850	61.2	890	48.2	930	44.5	970	22.4	1010	0.0
851	60.5	891	47.3	931	44.4	971	21.5	1011	0.0
852	60.0	892	46.4	932	44.2	972	20.6	1012	0.0
853	59.5	893	45.6	933	44.1	973	19.7	1013	0.0
854	58.9	894	45.0	934	43.7	974	18.8	1014	0.0
855	58.4	895	44.3	935	43.3	975	17.7	1015	0.0
856	57.9	896	43.8	936	42.8	976	16.4	1016	0.0
857	57.5	897	43.3	937	42.3	977	14.9	1017	0.0
858	57.1	898	42.8	938	41.6	978	13.2	1018	0.0
859	56.7	899	42.4	939	40.7	979	11.3	1019	0.0
860	56.4	900	42.0	940	39.8	980	9.4	1020	0.0
861	56.1	901	41.6	941	38.8	981	7.5	1021	0.0
862	55.8	902	41.1	942	37.8	982	5.6	1022	0.0
863	55.5	903	40.3	943	36.9	983	3.7		
864	55.3	904	39.5	944	36.1	984	1.9		
865	55.0	905	38.6	945	35.5	985	1.0		
866	54.7	906	37.7	946	35.0	986	0.0		
867	54.4	907	36.7	947	34.7	987	0.0		

別紙 2 計算式

1. CO<sub>2</sub>の総サイクル申告値

$$(1) \text{ ガソリンを燃料とする強制点火エンジンを備える自動車の場合}$$

$$CO_2 = \frac{1}{0.273} \left[ \left( \frac{\rho \times 10^3}{FE_{con} \times 0.1186} \right) - (0.866 \times THC) - (0.429 \times CO) \right]$$

$\rho$  : 試験燃料密度 (kg/L) (ガス燃料については15°Cにおける燃料密度)  
 THC : THC測定平均値 (g/km)

CO : CO測定平均値 (g/km)

(2) LPGを燃料とする強制点火エンジンを備える自動車の場合

$$CO_2 = \frac{1}{0.273} \left[ \left( \frac{\rho \times 10^3}{FE_{con} \times 0.1187} \right) - (0.825 \times THC) - (0.429 \times CO) \right]$$

(3) CNGを燃料とする強制点火エンジンを備える自動車の場合

$$CO_2 = \frac{1}{0.273} \left[ \left( \frac{\rho \times 10^3}{FE_{con} \times 0.1186} \right) - (0.749 \times THC) - (0.429 \times CO) \right]$$

(4) 軽油を燃料とする圧縮点火エンジンを備える自動車の場合

$$CO_2 = \frac{1}{0.273} \left[ \left( \frac{\rho \times 10^3}{FE_{con} \times 0.1186} \right) - (0.865 \times THC) - (0.429 \times CO) \right]$$

2. 充電消費CO<sub>2</sub>排出量

$$M_{CO_2,CD} = \frac{231}{\sum_{i=1}^n d_i} (M_{CO_2,CD} \times d_i)$$

$M_{CO_2,CD}$  : 充電消費CO<sub>2</sub>排出量 (g/km)

$M_{CO_2,CD,i}$  : 充電消費試験のフェーズ*i*に関する世界統一技術規則第15号第5改訂版の附則7の

3.2.1.の規定に従って求めたCO<sub>2</sub>排出量 (g/km)

d<sub>i</sub> : 充電消費試験のフェーズ*i*における走行距離 (km)

j : 検討対象フェーズの添字番号

k : 世界統一技術規則第15号第5改訂版の附則8の3.2.4.4の規定による移行サイクルの総

了までの走行フェーズ数

3. OVC-HEVに関する充電消費燃料消費率

$$R_{CO_2} = \frac{FE_{con} \times M_{CO_2,CD} \times d_{con}}{\sum_{i=1}^{n-1} d_i \times \frac{1}{FE_{con,i}} + d_n \times \frac{1}{FE_{con,n}}}$$

d<sub>i</sub> : 所定WLTTP走行充電消費試験のサイクル*i*における走行距離 (km)

d<sub>n</sub> : 充電消費試験の所定WLTTP走行サイクル*n*における走行距離 (km)

c : 検討対象の所定WLTTP走行サイクルの添字番号

n : 世界統一技術規則第15号第5改訂版の附則8の3.2.4.4の規定による移行サイクルを合

む、走行した所定WLTTP走行サイクルの数

FE<sub>con,i</sub> : 充電維持走行時のサイクル*i*の燃料消費率 (km/L)

FE<sub>con,n</sub> : 充電維持走行時のサイクル*n*の燃料消費率 (km/L)

また、k<sub>con</sub>は次式により計算される。

$$k_{con} = \frac{M_{CO_2,CS} - M_{CO_2,CD}}{M_{CO_2,CS} - M_{CO_2,CD,HW,n-1}}$$

$M_{CO_2,CS}$  : 世界統一技術規則第15号第5改訂版の附則8のTable A8/5の表のステップ7に

よる充電維持CO<sub>2</sub>排出量 (g/km)

$M_{CO_2,CD,HW,n-1}$  : 充電消費試験の所定WLTTP試験サイクル*n*のCO<sub>2</sub>排出量 (g/km)

$M_{CO_2,CD,HW,n-1}$  : 開始から所定WLTTP走行サイクル (n-1) まで (同サイクルを含む) の充

電消費試験のCO<sub>2</sub>排出量の算術平均 (g/km)

別紙 3 燃料の発熱量

燃料	ガソリン	軽油	LPG	CNG
発熱量 (kWh/L)	8.92	9.85	12.86 × ρ	11.39

(注1) ρは、15°Cにおける試験燃料密度 (kg/L) とする。

(注2) CNGの発熱量の単位は、MJ/Nm<sup>3</sup>とする。

別紙 4 アイドリング運転における排出ガスの測定

1. アイドリング運転における排出ガスの測定

(1) アイドリング運転における排出ガスの測定は、試験自動車をシャッターカメラ上に配置し、60±2 km/hの定速で十分に暖機した後、速やかに、変速位置をニュートラル又は駐車とし試験自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれるCO、HC及びCO<sub>2</sub>の濃度を非分散赤外線分析計 (NDIR) により測定することにより行う。この場合において、濃度測定時のエンジン回転速度、及び必要に応じて、吸気マニホールド内圧力を併せて測定する。ただし、排出ガスの採取は、CVS装置によらず、排気管から直接に行うものとする。なお、本測定の実施に当たっては2.1.の規定を適用した後の世界統一技術規則第15号第5改訂版の附則5の6.2.の規定に(1)C<sub>6</sub>H<sub>14</sub> in nitrogenを加えて同規則 (ただし、同規則の附則5の4.1.4.の規定を除く。)を適用するものとする。

(2) 二次空気をを用いる一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車にあっては、CO<sub>2</sub>及びHCについては、次式により濃度測定値を補正する。

CO又はHCの濃度補正值

$$= Com \text{ 又は } HCm \times \frac{1.8 \times 5 \text{ HCm} \times 10^{-4} + 0.2 Com + CO_{2,m}}{1.15}$$

Com : CO濃度測定値 (%)

HCm : HC濃度測定値 (ppm)

CO<sub>2,m</sub> : CO<sub>2</sub>濃度測定値 (%)

※ 添字 10 は ISO 15850-2 中の「平成12年外務省告示第474号」の4.1.4.以下「1998年協定」という。

※ 添字 11 は ISO 15850-2 中の「平成12年外務省告示第474号」の4.1.4.以下「1998年協定」という。

※ 添字 12 は ISO 15850-2 中の「平成12年外務省告示第474号」の4.1.4.以下「1998年協定」という。

※ 添字 13 は ISO 15850-2 中の「平成12年外務省告示第474号」の4.1.4.以下「1998年協定」という。

※ 添字 14 は ISO 15850-2 中の「平成12年外務省告示第474号」の4.1.4.以下「1998年協定」という。

※ 添字 15 は ISO 15850-2 中の「平成12年外務省告示第474号」の4.1.4.以下「1998年協定」という。

※ 添字 16 は ISO 15850-2 中の「平成12年外務省告示第474号」の4.1.4.以下「1998年協定」という。

※ 添字 17 は ISO 15850-2 中の「平成12年外務省告示第474号」の4.1.4.以下「1998年協定」という。

※ 添字 18 は ISO 15850-2 中の「平成12年外務省告示第474号」の4.1.4.以下「1998年協定」という。

※ 添字 19 は ISO 15850-2 中の「平成12年外務省告示第474号」の4.1.4.以下「1998年協定」という。

※ 添字 20 は ISO 15850-2 中の「平成12年外務省告示第474号」の4.1.4.以下「1998年協定」という。

※ 添字 21 は ISO 15850-2 中の「平成12年外務省告示第474号」の4.1.4.以下「1998年協定」という。

※ 添字 22 は ISO 15850-2 中の「平成12年外務省告示第474号」の4.1.4.以下「1998年協定」という。

※ 添字 23 は ISO 15850-2 中の「平成12年外務省告示第474号」の4.1.4.以下「1998年協定」という。

※ 添字 24 は ISO 15850-2 中の「平成12年外務省告示第474号」の4.1.4.以下「1998年協定」という。

※ 添字 25 は ISO 15850-2 中の「平成12年外務省告示第474号」の4.1.4.以下「1998年協定」という。

※ 添字 26 は ISO 15850-2 中の「平成12年外務省告示第474号」の4.1.4.以下「1998年協定」という。

※ 添字 27 は ISO 15850-2 中の「平成12年外務省告示第474号」の4.1.4.以下「1998年協定」という。

(道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用整理の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正)

第二条 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(原動機及び動力伝達装置) 第四条 (略) 2511 (略)</p> <p>12 専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の自動車及び車両総重量三・五トン以下の自動車のうち、令和二年十二月三十一日(細目告示第四十一条第一項第三号の表ハ及び二に掲げる自動車(以下この項において「中量貨物自動車等」という。))にあつては、令和三年八月三十一日以前に製作された自動車であつて、次に掲げるものについては、細目告示第十条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第五百二十一号)による改正前の細目告示第十条第三項の規定に適合するものであればよい。</p> <p>一 中量貨物自動車等以外の自動車のうち、平成三十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車</p> <p>二 中量貨物自動車等以外の自動車のうち、平成三十年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、平成三十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力</p>	<p>(原動機及び動力伝達装置) 第四条 (略) 2511 (略)</p> <p>12 専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の自動車及び車両総重量三・五トン以下の自動車のうち、令和二年八月三十一日(細目告示第四十一条第一項第三号の表ハ及び二に掲げる自動車のうち、令和元年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに令和元年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和元年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一である自動車にあつては令和三年八月三十一日)以前に製作された自動車(圧縮水素ガスを燃料とするものを除く。)については、細目告示第十条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第五百二十一号)による改正前の細目告示第十条第三項の規定に適合するものであればよい。</p>

用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

三 中量貨物自動車等のうち、令和元年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

四 中量貨物自動車等のうち、令和元年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和元年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

14 13 (略)

細目告示第十条第三項第一号及び第四項に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第七百四号)による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一 令和三年九月三十日以前に製作された自動車

二 令和三年十月一日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの

イ 令和三年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

13 (新設) (略)

ロ 令和三年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和三年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

15 細目告示第十条第三項第一号及び第四項に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二のⅡの 2・1・1 の規定を適用した後の車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定（平成十二年外務省告示第四百七十四号）第十五号第五改訂版（同規則の附則 4 の規定に限る。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定（同別添のⅡの別紙 4 の規定に限る。）に適合するものであればよい。

一 令和四年九月三十日以前に製作された自動車

二 令和四年十月一日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの

イ 令和四年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ 令和四年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和三年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機

（新設）

の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第二十八条（略）

2 188（略）

189 細目告示第四十一条第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号並びに第百十九条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一 令和三年九月三十日以前に製作された自動車

二 令和三年十月一日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの

イ 令和三年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ 令和三年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和三年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第二十八条（略）

2 188（略）

（新設）

190

細目告示第四十一条第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号並びに第百十九条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二のIIの2・1・の規定を適用した後の車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定第十五号第五改訂版(同規則の附則4の規定に限る。)にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第七百四号)による改正前の細目告示別添四十二の規定(同別添のIIの別紙4の規定に限る。)に適合するものであればよい。

一 令和四年九月三十日以前に製作された自動車

二 令和四年十月一日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの  
イ 令和四年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等

発散防止装置指定自動車

ロ 令和四年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和三年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

(新設)

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第七十一条の規定に基づき、告示する。その関係図面は、令和二年六月三十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和二年六月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

路線名 九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線  
道路の区域

区

間

変更前 敷地の幅員 延 長  
後別

大野城市大字乙金一一二番三から同市大字乙金一一〇四番五まで

前 最大 二二六  
最小 五七  
後 最大 二五七  
最小 五七

○国土交通省告示第七百六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第七十一条の規定に基づき、告示する。その関係図面は、令和二年六月三十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和二年六月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

路線名 九州横断自動車道長崎大分線  
道路の区域

区

間

変更前 敷地の幅員 延 長  
後別

武雄市東川登町大字袴野字山揚一一六二八番二から同市東川登町大字袴野字山揚一一五七番一三まで

前 最大 四二九  
最小 九七  
後 最大 五五九  
最小 九七

○国土交通省告示第七百七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第七十一条の規定に基づき、告示する。その関係図面は、令和二年六月三十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和二年六月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

路線名 九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線  
道路の区域

区

間

変更前 敷地の幅員 延 長  
後別

北九州市小倉南区大字吉田字鋤崎二三番一一

前 最大 四七  
最小 四〇  
後 最大 九八  
最小 四〇

令和 2 年 8 月 5 日  
自動車局安全・環境基準課  
自動車局整備課

## 自動運転に対応した新たな検査手法を導入します！！

～ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について ～

令和 6 年 10 月から、自動車の検査（車検）において、自動ブレーキ等の自動運転技術等に用いられる電子制御装置の目に見えない故障に対応するための電子的な検査を開始することとしました。

自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術については、近年、軽自動車を含む幅広い車両への搭載が進んでいます。これらの技術は、交通事故防止に大きな効果が期待される一方、故障時には誤作動等により事故につながる恐れがあることから、使用時においても、確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、国土交通省では、平成 29 年 12 月から「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」（座長：須田義大東京大学生産技術研究所教授）において、自動運転技術に用いられる電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査の手法について検討を行い、平成 31 年 3 月に最終報告書を取りまとめたところです。

今般、同報告書を踏まえ、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を本日公布し、令和 3 年 10 月以降の新型車を対象に、令和 6 年 10 月から電子的な検査（車検）を開始（※）することとなりました。

（※）輸入車については、令和 4 年 10 月以降の新型車を対象に令和 7 年 10 月から検査を開始

なお、令和 3 年 10 月から電子的な検査のプレテストを開始するとともに、必要な情報管理に関する実費として、一両当たり 400 円を（独）自動車技術総合機構が徴収することとしております。

### 【検査の対象となる装置】

- ① 運転支援装置
  - ・ 衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）
  - ・ 自動命令型操舵機能（レーンキープ） 等
- ② 自動運行装置
- ③ 排ガス関係装置



<検査のイメージ>

参考：「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/OBD\\_Inspection\\_System.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/OBD_Inspection_System.html)

（お問い合わせ先）

国土交通省自動車局整備課 高瀬、井原

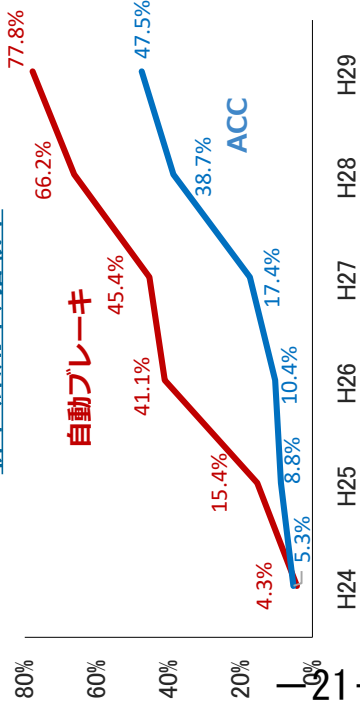
代表：03-5253-8111（内線：42424）、直通：03-5253-8599、FAX：03-5253-1639

# 車載式故障診断装置(OBD)を活用した自動車検査手法のあり方検討会報告書(概要)

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、誤作動による重大事故等につながるおそれがあることから、自動車の検査(車検)は、外観や測定器を使用した機能確認により行われているが、自動運転技術等に用いられる電子装置の機能確認には対応していない。
- 現在の自動車の検査(車検)は、外観や測定器を使用した機能確認により行われているが、自動運転技術等に用いられる電子装置の機能確認には対応していない。

## 自動ブレーキ、自動車間距離制御(ACC)

### 新車(乗用車)搭載率



## 電子装置の不具合事例

- ACCを使用して高速道路を走行中、突然、機能が停止し、強い回生ブレーキが作動。  
⇒ **前方監視用のカメラが偏心していた**
- 上り坂を走行中、自動でブレーキが誤作動し、急減速した。  
⇒ **自動ブレーキのレーダセンサの取付角度が設計値より下向きになっていた。**

↑ **現在の車検では検出できない不具合**

## 諸外国の状況

### EU

- 加盟国に対して電子装置を含めた検査実施を推奨(EU指令 2014/45EU)。
- ドイツでは2015年よりOBDを用いた検査を開始、段階的に拡大中。

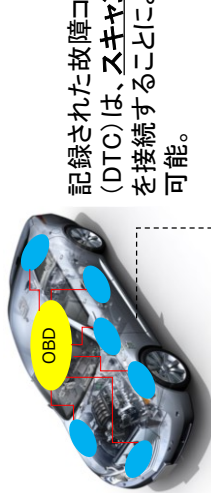
### 米国

33の州・地区においてOBDを活用した排出ガス検査を実施中。

## 車載式故障診断装置(OBD)を活用した自動車検査手法

### 車載式故障診断装置(OBD)とは

最近の自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する「**車載式故障診断装置(OBD: On-Board Diagnostics)**」が搭載されている。



記録された故障コード(DTC)は、スキャンツールを接続することにより読み取可能。

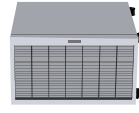
接続

### OBDを活用した自動車検査手法

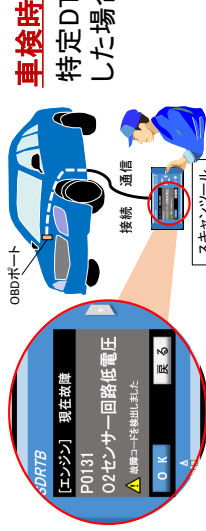
自動車メーカー

提出

- ・故障コード読出に必要な技術情報 (ECU情報)
- ・保安基準不適合の故障コード (特定DTC)



(独)自動車技術総合機構において、「ECU情報」、「特定DTC」を一元管理し、全国の車検場、整備工場へ提供。



車検時

特定DTCを検出した場合は不合格

### 対象車両・装置及び検査開始時期

#### 対象

2021年以降の新型の乗用車、バス、トラック※1

#### ①運転支援装置※2

アンチロックブレーキシステム(ABS)、横滑り防止装置(ESC)、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

#### ②自動運転機能※2

自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

#### ③排ガス関係装置

#### 検査開始時期

2024年※3

※1 型式指定自動車・多仕様自動車に限る。輸入車は2022年以降の新型車  
 ※2 保安基準に規定があるものに限る。  
 ※3 輸入車は2025年





(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔条 約〕

○国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定(一四)

〔省 令〕

○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(農林水産五五)  
○自動車の特定改造等の許可に関する省令(国土交通六六)  
○道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(同六七)

〔告 示〕

○国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定の効力発生に関する件

(外務二九九)

○特定投資指針(財務一八八)

○自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(国土交通七八七)

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件(同七八八)

○河川法の規定により一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更し、若しくは廃止する件(同七八九)

○河川法の規定により指定区間を変更する件(同七九〇)

〔公 告〕

諸事項

官庁

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人製品評価技術基盤機構令和元事業年度財務諸表、日本弁護士連合会懲戒の処分関係

地方公共団体

公示送達関係

会社その他

会社決算公告

三 二 六

本号で公布された  
法令のあらまし

◇国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定(条約第一四号)(外務省)  
この協定は、我が国と国際獣疫事務局(以下「OIE」という。)との間で国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所(以下「事務所」という。)及び事務所の職員が享有する特権及び免除等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。  
1 事務所は、法人格を有し、契約し、不動産及び動産を取得し、及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。(第二条関係)  
2 事務所の文書は、不可侵とする。(第三条関係)  
3 事務所の施設は、不可侵とする。(第四条関係)  
4 日本国政府(以下「政府」という。)は、事務所と協議して、必要な公益事業及び公共サービスが施設に提供され、並びにこれらが衡平な条件で提供されることを確保するため、最善の努力を払う。(第五条関係)  
5 事務所は、事務局長が事務所の免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。事務所の財産及び資産は、事務所の公的活動の範囲内で、OIEの事務局長(以下「事務局長」という。)の同意があり、かつ、事務局長が合意した条件による場合を除くほか、搜索、押収、没収、差押え、収用及び他のあらゆる形式の干渉を免除される。(第六条関係)  
6 事務所並びにその財産、資産及び収入は、事務所の公的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、全ての直接税を免除される。事務所が輸入し、又は輸出する物品及び事務所の刊行物に関し、関税を免除され、並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。(第七条関係)  
7 事務所は、いかなる種類の資金、金、通貨又は有価証券も自由に受領し、取得し、保持し、及び処分することができる。(第八条関係)

3. データの物理的損失に関連する脅威に対する軽減策  
 データの物理的損失に関連する脅威に対する軽減策の一覧を表C3に示す。  
 表C3 データの物理的損失に関連する脅威に対する軽減策

表A1の項目番号	データの物理的損失に関連する脅威	参照番号	軽減策
30.1	第三者によって引き起こされる損傷、交通事故又は窃盗の場合において、物理的損傷によって機微なデータが損失又は危害化する可能性がある。	M24	個人情報情報の保管に関し、データの完全性及び機密性の保護に係る最善の対策事例に従うものとする。セキュリティ管理の例については、ISO/SC27/WG5を参照することができる。
30.2	デジタル著作権管理(DRM)に係る紛争に伴う損失、自動車の使用に係るデータがDRMに起因する問題により削除される可能性がある。		
30.3	機微なデータ又はその完全性がIT構成部品の消耗により損失し、潜在的なリソース不足問題を引き起こす可能性がある(例: 鍵を変換する場合)。		

国土交通省告示第七百八十八号  
 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第十一條第一項、第十二條第一項、第十七條第三項、第三十一條第三項、第四十三條の七、第四十八條第二項及び第五十八條の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一編を改正する告示を次のように定める。

令和二年八月五日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一編を改正する告示  
 (道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一編改正)

第一章 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、「改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のうち改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「条」として「対象規定」という。)、若しその標記部分が同一のものに二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げるもののうち改め、その標記部分が異なるものには改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定は改正前欄に掲げる対象規定のものを掲げしつらぬもの、」を付する。

改正後	改正前
第5条 この節の規定は、次に掲げる場合に適用する。 一一一 (略)	第5条 この節の規定は、次に掲げる場合に適用する。 一一一 (略)
十二 指定自動車等について、法第99条の3第1項の規定による許可のための判定を行う場合	
2 (略)	2 (略)

第83条 この節の規定は、次に掲げる場合に適用する。  
一一四 (略)

五 指定自動車等以外の自動車について、法第99条の3第1項の規定による許可のための判定を行う場合

2 (略)

(かじ取装置)

第91条 (略)

2 自動車(次項の自動車を除く。)のかじ取装置は、協定期則第79号の技術的な要件に適合するものでなければならず、ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合において

は協定期則第79号に定める自動命令型操作機能(同規則第3改訂版補足改訂版の規則

2.3.4.1.1.、2.3.4.1.2.、2.3.4.1.4.並び

に2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.

(運転者異常時対応システムを備えない自動車に係るものに限る。)を除外。)について

は、同規則第3改訂版補足改訂版の規則

5.6.の規定は適用しないことができる。この場合において、次の各号に掲げるかじ取

装置であつてその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定期則第

79号の技術的な要件に適合するものとし、

協定期則第79号に定める高度運転者支援システムを備える自動車のかじ

取装置であつて、別添124「継続検査等に

用いる車載式故障診断装置の技術基準」に

定める基準に適合しないものは、協定期則

第79号の技術的な要件に適合しないものと

する。

一一三 (略)

3～6 (略)

第83条 この節の規定は、次に掲げる場合に適用する。  
一一四 (略)

(新設)

2 (略)

(かじ取装置)

第91条 (略)

2 自動車(次項の自動車を除く。)のかじ取装置は、協定期則第79号の技術的な要件に適合するものでなければならず、ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合において

は協定期則第79号に定める自動命令型操作機能(同規則第3改訂版補足改訂版の規則

2.3.4.1.1.、2.3.4.1.2.、2.3.4.1.4.並び

に2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.

(運転者異常時対応システムを備えない自動車に係るものに限る。)を除外。)について

は、同規則第3改訂版補足改訂版の規則

5.6.の規定は適用しないことができる。この場合において、次の各号に掲げるかじ取

装置であつてその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定期則第

79号の技術的な要件に適合するものとし、

協定期則第79号に定める高度運転者支援システムを備える自動車のかじ

取装置であつて、別添124「継続検査等に

用いる車載式故障診断装置の技術基準」に

定める基準に適合しないものは、協定期則

第79号の技術的な要件に適合しないものと

する。

一一三 (略)

3～6 (略)

(制動装置)

第93条 (略)

2～10 (略)

11 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り若しくは転覆を有効に防止することができる装置、緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置又は衝突被害軽減制動制御装置であつて、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないものは、第2項、第3項、第8項及び第9項に掲げる基準に適合しないものとする。

(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第119条 (略)

2 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置(二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものを除く。)は、これらの基準に適合しないものとし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が3.5tを超えらるもの以外の自動車(二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)については第5号の規定は適用せず、二輪自動車については、第2号及び第3号の規定は

(制動装置)

第93条 (略)

2～10 (略)

(新設)

(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第119条 (略)

2 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの以外の自動車(二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)については第5号の規定は適用せず、二輪自動車については、第2号及び第3号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第2号から第5号までの規定は適用しない。

適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第2号から第5号までの規定は適用しない。

一～五 (略)

3～6 (略)

(車両接近通報装置)

第145条の3 (略)

2 (略)

3 別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない車両接近通報装置は、前項の規定にかかわらず、第1項の基準に適合しないものとする。

(自動運行装置)

第150条の2 (略)

2 (略)

3 別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない自動運行装置は、前項の規定にかかわらず、第1項の基準に適合しないものとする。

第161条 (略)

2 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める自動車の部分について、前項の規定にかかわらず、それぞれ第2節(指定自動車等の臨時検査を行う場合)にあつては、第1節の規定を適用するものとする。

一・二 (略)

三 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行う場合(前号に規定する場合及び法第99条の3第1項の規定による許可を受けた特定改造等を行う場合を除く。)当該変更に係る部分

四 (略)

3 (略)

一～五 (略)

3～6 (略)

(車両接近通報装置)

第145条の3 (略)

2 (略)

(新設)

(自動運行装置)

第150条の2 (略)

2 (略)

(新設)

第161条 (略)

2 次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる自動車の部分について、前項の規定にかかわらず、それぞれ第2節(指定自動車等の臨時検査を行う場合)にあつては、第1節の規定を適用するものとする。

一・二 (略)

三 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行う場合(前号に規定する場合を除く。)当該変更に係る部分

四 (略)

3 (略)





- (3) 法第41条第1項第4号の制動装置のうち走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置
  - (4) 法第41条第1項第4号の制動装置のうち緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置
  - (5) 法第41条第1項第4号の制動装置のうち衝突被害軽減制動制御装置
  - (6) 法第41条第1項第12号の発散防止装置
  - (7) 法第41条第1項第14号の警報装置のうち車両接近通報装置
  - (8) 法第41条第1項第20号の自動運行装置
2. 用語  
この技術基準に用いる用語の定義は、次の表によるものとする。

用語	定義
故障	正常な働きが損なわれ、修理、部品交換その他の整備を行わなければ正常に回復しない状態であること
故障コード	継続検査用OBDに記録される対象装置の故障の情報を識別するための自動車製作者が定めるコード
特定故障コード	故障コードのうち、当該故障コードのみで対象装置が第1節に規定する基準に適合しなくなることを識別できるもの(1.(1)から(5)まで、(7)及び(8)に掲げる装置にあっては、停車状態で行われる診断により記録されるものに限る。)

3. 継続検査用OBDの技術的要件

継続検査用OBDは、3.1.又は3.2.の要件を満たすものでなければならぬ。ただし、当該自動車の構造上適合することが不可能な場合であつて、独立行政法人自動車技術総合機構が試験の実施に影響しないと判断した場合は、この限りでない。

3.1. 次に掲げる規定の全てに適合するものであること。

- (1) 故障コードは、ISO 15031-6又はSAE J2012に従つて定められたものであること。
- (2) 接続端子と端子配列は、対象の車載装置に用いる通信プロトコルに及び、ISO 15031-3、ISO 13400-4又はSAE J1939-13に準拠したものであること。
- (3) 故障コードに係る通信プロトコル及び通信サード又は、当該対象装置毎にDoK-Line方式、DoCAN方式又はDoIP方式を使用し、次に掲げる標準規格のうちいずれかを用いること。
  - ① ISO 9141
  - ② ISO 14229
  - ③ ISO 14230
  - ④ ISO 15765
  - ⑤ ISO 13400
  - ⑥ SAE J1939

3.2. 別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅲ.7.3及びⅧ.9.の規定又は同別添IV.2.6.3.の規定を満たすものであること。

4. 基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用OBDの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に及び、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
1.(1)から(5)まで、(7)及び(8)に掲げる装置	当該装置に係る特定故障コードが1つ以上記録されているものであること。
1.(6)に掲げる装置	次のいずれかの要件に該当するものであること。 (1) 継続検査用OBDが正常に機能するため十分な電圧が確保されていないものであること。 (2) 警告灯 (別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅲ.6.又はⅣ.2.5.2.(作動モード4に限る。)に定める条件により点灯するものに限る。)を点灯させるための信号が出力されているものであること。 (3) 別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅲ.の基準が適用されるものにあつては、Ⅲ.7.1.に規定する装置の全てについて、同別添Ⅳ.の基準が適用されるものにあつては、Ⅳ.2.6.1.5.2.に規定する監視の全てに

ついて、1つもレザイネスコードが記録されていないものであること。	
(4) 当該装置に係る特定故障コードが1つ以上記録されているものであること。	
(5) (1)から(4)までに掲げる要件に該当するかどうかの判定に必要な情報が継続検査用OBDから読み出せないものであること。	

(道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正)

第二条 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(かじ取装置)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 次に掲げる自動車以外の自動車については、細目告示第九十一条第二項及び第六百六十九条第一項の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第七百八十八号)による改正前の細目告示第九十一条第二項及び第六百六十九条第一項の規定に適合するものであればよい。</p> <p>一 令和三年十月一日(輸入された自動車にあつては令和四年十月一日)以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示</p>	<p>(かじ取装置)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>(新設)</p>

別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和三年九月三十日（輸入された自動車にあつては令和四年九月三十日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したものである。

13| 二 国土交通大臣が定める自動車  
 にあつては令和五年九月三十日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和六年九月三十日（輸入された自動車にあつては令和七年九月三十日）までの間、細目告示第九十一条第二項及び第六十九條第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百八十八号）による改正前の細目告示第九十一条第二項及び第六十九條第一項の規定に適合するものであればよい。

（制動装置）  
 第九條（略）  
 2 53（略）

54| 次に掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第九十三條第十一項及び第七十一条第一項の規定は適用しない。

一 令和三年十月一日（輸入された自動車にあつては令和四年十月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載

（新設）

（制動装置）  
 第九條（略）  
 2 53（略）  
 （新設）

式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和三年九月三十日（輸入された自動車にあつては令和四年九月三十日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したものである。

55| 二 国土交通大臣が定める自動車  
 にあつては令和五年九月三十日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和六年九月三十日（輸入された自動車にあつては令和七年九月三十日）までの間、細目告示第九十一条第二項及び第七十一条第一項の規定は適用しない。

（電気装置）  
 第十四條（略）  
 2 20（略）

21| 自動車運行装置を備える自動車であつて、次に掲げるものについては、細目告示別添百二十の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百八十八号）による改正前の細目告示別添百二十の規定に適合するものであればよい。

一 令和四年六月三十日以前に製作された自動車  
 二 令和四年七月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの  
 イ 令和四年六月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車  
 ロ 令和四年七月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和四年六月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの  
 ハ 国土交通大臣が定める自動車

（新設）

（電気装置）  
 第十四條（略）  
 2 20（略）  
 （新設）



22 次に掲げる自動車については、細目告示別添百二十一「サイバーセキュリティシステムの技術基準」3.3.3.の規定は、「吟めるものとする。」とあるのを「吟めるものとする。ただし、当該燃費が技術的に実現不可能な場合、自動車製作等は他の適切な軽減策を実施するものとし、技術的に実現可能であるソフトウェアを当該燃費に適用するものとする。」と読み替えて適用する。

一 令和六年六月三十日以前に製作された自動車  
二 令和六年七月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの  
イ 令和六年六月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車  
ロ 国土交通大臣が定める自動車  
(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第二十八条 (略)

2 190 (略)

191 次に掲げる自動車以外の自動車については、細目告示第百十九条第二項及び第百九十七条第二項の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第七百八十八号)による改正前の細目告示第百十九条第二項及び第百九十七条第二項の規定に適合するものであればよい。

一 令和三年十月一日(輸入された自動車にあつては令和四年十月一日)以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定

(新設)

(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第二十八条 (略)

2 190 (略)

(新設)

する対象装置の性能が令和三年九月三十日(輸入された自動車にあつては令和四年九月三十日)以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したものの

二 国土交通大臣が定める自動車

192 令和四年九月三十日(輸入された自動車にあつては令和五年九月三十日)以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和六年九月三十日(輸入された自動車にあつては令和七年九月三十日)までの間、細目告示第百十九条第二項及び第百九十七条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第七百八十八号)による改正前の細目告示第百十九条第二項及び第百九十七条第二項の規定に適合するものであればよい。

(新設)

(車両接近通報装置)

第五十一条の三 (略)

2 次に掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第百四十五条の三第三項及び第百二十三条の三第三項の規定は適用しない。

一 令和三年十月一日(輸入された自動車にあつては令和四年十月一日)以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和三年九月三十日(輸入された自動車にあつては令和四

(車両接近通報装置)

第五十一条の三 (略)

(新設)

年九月三十日)以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したものの

3 | 二 国土交通大臣が定める自動車

1 令和四年九月三十日(輸入された自動車にあつては令和五年九月三十日)以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和六年九月三十日(輸入された自動車にあつては令和七年九月三十日)までの間、細目告示第百四十五条の三第三項及び第二百二十三条の三第三項の規定は適用しない。

第五十五条の二 (略)

3 | 2 (略)

次に掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第百五十条の二第三項の規定は適用しないものとし、第二百二十八条の二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第七百八十八号)による改正前の第二百二十八条の二の規定に適合するものであればよい。

一 令和三年十月一日(輸入された自動車にあつては令和四年十月一日)以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和三年九月三十日(輸入された自動車にあつては令和四年九月三十日)以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したものの

二 国土交通大臣が定める自動車

(新設)

第五十五条の二 (略)

2 (略)

(新設)

4 | 令和四年九月三十日(輸入された自動車にあつては令和五年九月三十日)以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和六年九月三十日(輸入された自動車にあつては令和七年九月三十日)までの間、細目告示第百五十条の二第三項の規定は適用しないものとし、第二百二十八条の二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第七百八十八号)による改正前の第二百二十八条の二の規定に適合するものであればよい。

(新設)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第五條、第八十三條、第百六十一條及び別添百二十の改正規定並びに第二条中道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第十四條の改正規定は、道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第十四号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和二年十一月二十三日)から施行する。

○国土交通省告示第七百八十九号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第四条第一項及び第六項の規定により、次の各表のとおり、一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更し、若しくは廃止するので、同条第五項及び河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)第一条の三の規定に基づき、公示する。

令和二年八月五日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

表一 子吉川水系

指定	区分	名称	区 間	
			上 流 端	下 流 端
指定	屋敷沢川	先	由利本荘市鳥海町百宅字滝ノ上二十四番八地	百宅川への合流点
			由利本荘市鳥海町百宅字後山三番二地	百宅川への合流点
指定	繫沢川	先	由利本荘市鳥海町百宅字六番地先	百宅川への合流点
			由利本荘市鳥海町百宅字後山十一番一	繫沢川への合流点
指定	田中沢川	右岸	由利本荘市鳥海町百宅字十九番一	繫沢川への合流点
			由利本荘市鳥海町百宅字十九番一	繫沢川への合流点
指定	山ノ沢川	左岸	由利本荘市鳥海町百宅字杉峠六番五地	百宅川への合流点
			由利本荘市鳥海町百宅字杉峠六番五地	百宅川への合流点
指定	山ノ沢川	右岸	由利本荘市鳥海町百宅字七番一	百宅川への合流点
			由利本荘市鳥海町百宅字七番一	百宅川への合流点

## 道路運送車両法施行規則等の一部改正について

～量産を目的とした超小型モビリティに係る基準の整備及び  
特区法の改正に伴う制度整備について～

- (1) 量産を目的とした最高時速60km以下の超小型モビリティについて、一般道を自由に走行できる車両の安全対策について検討した結果を踏まえ、普及促進に向けた基準の整備等に関する改正を行います。
- (2) 本年5月27日に成立した国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(令和2年法律第34号)の施行に伴い、特区法の枠組みで実施される自動運転の実証実験の安全かつ円滑な実施のため、同実証実験に用いられる自動車の自動車検査証等に、技術基準の適合を要しない装置及びその代替機能等を記載事項とする改正を行います。

### 1. 背景

#### (1) 超小型モビリティの普及促進に向けた制度整備

軽自動車より小さく、原動機付自転車(二輪)より大きいという特徴を有する1人から2人乗り程度の超小型モビリティについては、従前より認定制度に基づいた運用を行っていますが、更なる普及促進に向け、一般道を自由に走行できる量産型車両の安全対策について有識者を交えて議論を行いました。

この結果を踏まえ、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成15年国土交通省告示第1318号)(以下、「適用関係告示」という。)を改正するとともに、超小型モビリティであることを自動車検査証の記載事項とし、当該記載事項に変更がある場合には構造等変更検査を受けることとするため、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)を改正します。

#### (2) 改正特区法の施行に向けた制度整備

本年5月27日に成立した国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(令和2年法律第34号)により、自動車の自動運転などの実証実験がより迅速かつ円滑に実施されるよう、道路運送車両法等に係る特例が設けられました。

具体的には、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)の枠組みで実施される自動運転の実証実験に用いられる自動車について、安全を十分に確保するための代替の措置等によって保安上又は公害防止その他の環境保全上の支障が生じないと認められた場合、自動車の装置の一部について技術基準へ適合することを要しない特例が設けられました。

これに伴い、技術基準への適合を要しない装置及びその代替機能等について自動車検査証の記載事項とする等、道路運送車両法施行規則の改正を行います。

### 2. 道路運送車両法施行規則の主な改正項目

#### (1) 超小型モビリティの普及促進に向けた制度整備

- ・超小型モビリティ(長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない、最高時速60km以下の軽自動車のうち、高速自動車国道等※を運行しないもの)であることを自動車検査証の記載事項とする
- ・当該記載事項に変更がある場合には、構造等変更検査を受けることを命じることとする

(2) 改正特区法の施行に向けた制度整備

- ・実証実験に用いる自動車について、技術基準への適合を要しない装置及びその代替機能等の内容を自動車検査証の記載事項とする
- ・地方運輸局長は、当該自動車の使用者に対し、自動車検査証等の提示を求めることができることとする 等

### 3. 適用関係告示の主な改正項目

超小型モビリティについて、走行実態や事故実態を踏まえ、以下の改正を行う。

**【適用範囲】**

長さ 2.5m、幅 1.3m、高さ2mを超えない、最高時速 60km 以下の軽自動車のうち高速自動車国道等※を運行しないもの

**【概要】**

衝突基準	改正内容
フルラップ前面衝突(協定規則第 137 号) オフセット前面衝突(協定規則第 94 号)	当分の間、試験速度を時速 40km とすることができる。
ポールへの側面衝突(協定規則第 135 号)	当分の間、適用しない。

○協定規則第 12 号(かじ取り装置の前面衝突)、第 16 号(座席ベルト)、第 34 号(燃料装置)、第 100 号(原動機用蓄電池)及び第 134 号(水素燃料電池)の技術的な要件を適用する場合において、前面衝突に関する協定規則により適合性を判断する場合にも準用することができる。

○最高時速 60km 以下の車両であることを車両後面の見やすい位置に表示すること等を求めることとする。



※高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和 32 年法律第 79 号)第4条第1項に規定する道路をいう。)又は自動車専用道路(道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 48 条の4に規定する自動車専用道路をいう。)をいう。

### 4. その他

上記に併せてその他所要の改正等を行う。

### 5. 公布・施行

公布 : 9月1日(本日)

施行 : 公布の日

問い合わせ先

**【量産超小型モビリティについて】**

国土交通省自動車局 安全・環境基準課 :東海、杉本  
電話 03-5253-8111(内線 42532) 03-5253-8602(直通)  
FAX 03-5253-1636

**【改正特区法の施行に向けた制度整備について】**

国土交通省自動車局 技術・環境政策課 :河野、辰野  
電話 03-5253-8111(内線 42255) 03-5253-8590(直通)  
FAX 03-5253-1639

○国土交通省令第七十三号  
 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十八条第二項及び第六十七条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令  
 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p><b>第三十五条の三</b> 自動車検査証に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一、二十一の二（略）</p> <p>二十二 次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項</p> <p>イ 道路運送車両の保安基準第五十五条の規定により基準の緩和をした自動車当該基準の緩和の内容</p> <p>ロ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第八条第七項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた技術実証区域計画（特区法第二十五条の二第一項に規定する技術実証区域計画をいう。第五十二条第二項第一号において同じ。）を含むものに限る。）に使用される特殊仕様自動車（特区法第二十五条の二第二項第三号イに規定する特殊仕様自動車をいう。） 同号イ(1)、(4)及び(5)に掲げる事項</p>	<p><b>第三十五条の三</b> 自動車検査証に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一、二十一の二（略）</p> <p>二十二 道路運送車両の保安基準第五十五条の規定により基準の緩和をした自動車にあつては、その内容</p>

二十三、二十八 (略)  
二十九 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号) 第四条第一項に規定する道路をいう。)又は自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。)において運行しないもの(第二十二号イ又はロに掲げる自動車を除く。)にあつては、その旨

2・3 (略)

第三十八条 (略)

2・7 (略)

8 法第六十七条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。

一、十 (略)

十一 第三十五条の三第一項第二十九号に掲げる事項

9・10 (略)

(自動車検査証等の提示の命令)

第五十二条 地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長は、次の各号のいずれかに掲げる処分をしようとするときは、自動車の使用者に対し、当該自動車検査証、限定自動車検査証又は軽自動車届出済証の提示を求めることができる。

一、五 (略)

2 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに掲げる処分が行われたとき(第三号に掲げる処分にあつては、当該処分をしようとするとき)は、自動車の使用者に対し、当該

二十三、二十八 (略)  
(新設)

2・3 (略)

(自動車検査証の記入の申請等)

2・7 (略)

8 法第六十七条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。

一、十 (略)

(新設)

9・10 (略)

(自動車検査証等の提示の命令)

第五十二条 地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長は、次の各号のいずれかに掲げる処分をしようとするときは、自動車の使用者に対し、当該自動車検査証、限定自動車検査証又は軽自動車届出済証の提示を求めることができる。

一、五 (略)

(新設)

自動車検査証、限定自動車検査証又は軽自動車届出済証の提示を求めることができる。

一 特区法第八条第七項の規定による技術実証区域計画(特殊仕様自動車運行を含むものに限る。)の認定

二 特区法第十一条第一項又は特区法第二十五条の二第十七項の規定による前号の認定の取消し

三 特区法第二十五条の三第二項の規定による特区法第二十五条の二第七項の指定の取消し

(制限又は緩和の記載)

第五十三条 前条第一項各号に掲げる処分(第二号、第四号(第二号の指示の取消しに限る。))及び第五号に掲げる処分を除く。は、当該自動車検査証にその旨を記載することにより行う。

(制限の表示)

第五十四条 自動車の使用者は、第五十二条第一項第一号、第二号(法第五十四条第一項及び法第五十四条の二第一項の規定による指示に係るものに限る。))及び第三号並びに第二項第一号に掲げる処分に係る自動車(第一項第三号に係るものにあつては、その運行のため必要な保安上又は公害防止上の制限を付されたもの(専ら道路(専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。))の上を移動させることを目的として製作した特殊な構造を有するものを除く。))を運行の用に供しようとするときは、第十九号様式による標識を当該自動車の後面に見やすいように表示しなければならない。

2 自動車の使用者は、第五十二条第一項第四号に掲げる処分を受けたとき並びに第二項第二号及び第三号に掲げる処分が行われたときは、遅滞なく、前項の標識を抹消しなければならない。

自動車検査証、限定自動車検査証又は軽自動車届出済証の提示を求めることができる。

一 特区法第八条第七項の規定による技術実証区域計画(特殊仕様自動車運行を含むものに限る。)の認定

二 特区法第十一条第一項又は特区法第二十五条の二第十七項の規定による前号の認定の取消し

三 特区法第二十五条の三第二項の規定による特区法第二十五条の二第七項の指定の取消し

(制限又は緩和の記載)

第五十三条 前条各号に掲げる処分(第二号、第四号(第二号の指示の取消しに限る。))及び第五号に掲げる処分を除く。は、当該自動車検査証にその旨を記載することにより行う。

(制限の表示)

第五十四条 自動車の使用者は、第五十二条第一項第一号、第二号(法第五十四条第一項及び法第五十四条の二第一項の規定による指示に係るものに限る。))及び第三号に掲げる処分に係る自動車(第三号に係るものにあつては、その運行のため必要な保安上又は公害防止上の制限を付されたもの(専ら道路(専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。))の上を移動させることを目的として製作した特殊な構造を有するものを除く。))を運行の用に供しようとするときは、第十九号様式による標識を当該自動車の後面に見やすいように表示しなければならない。

2 自動車の使用者は、第五十二条第四号に掲げる処分を受けたときは、遅滞なく、前項の標識を抹消しなければならない。

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百二十九号  
 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号)の一部を次のように改正する。  
 正する告示を次のように定める。  
 令和二年九月一日  
 国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示  
 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(かじ取装置)            第七条 (略)            2、13 (略)            14 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等(高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する道路をいう。)又は自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。)をいう。以下同じ。)において運行しないもの(細目告示第二節の規定の適</p>	<p>(かじ取装置)            第七条 (略)            2、13 (略)            (新設)</p>



用を受ける自動車を除く。以下同じ。については、当該自動車のかじ取装置の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第十一条第二項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第十三条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

- 一 協定期則第十二号の技術的な要件(同規則第四改訂版補足第五改訂版の規則5・(5)・5・を除く)及び6・に限る。)に定める基準に適合すること。この場合において、同規則5・1・2・5・2・1・及び5・6・の規定の適用については、協定期則第九十四号附則3の4・の規定中「 $80-0/1\text{km/h}$ 」とあるのは「 $40-0/1\text{km/h}$ 」と、協定期則第三百十七号附則3の4・の規定中「 $50-0/1\text{km/h}$ 」とあるのは「 $40-0/1\text{km/h}$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 二 第十五条第三十三項第二号に規定する標識を当該自動車の後面に見やすいように表示すること。ただし、既に当該標識を表示している場合は、この限りでない。

(制動装置)

第九条 平成十五年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第十二条の規定並びに細目告示第十五条、第九十三条及び第七十一条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車(次号から第五号までの自動車を除く)には、次の基準に適合する独立に作用する二系統以上の制動装置を備えなければならない。
- イ フ (略)
- ワ 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が十二トンを超えるもの(高速自動車国道等)に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車(旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。)及び車両総重量が七トンを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。

カ・ヨ (略)

二七七 (略)

256 (略)

7 平成二十一年六月十七日以前に製作された三輪自動車(次項に掲げるものを除く)、平成二十一年六月十八日から平成二十三年六月十七日までに製作された三輪自動車(平成二十一年六月十八日以降に法第七十五条第一項の規定により型式の指定を受けた自動車を除く)及び平成二十一年六月十八日から平成二十三年六月十七日までに製作された三輪自動車であつて平成二十一年六月十八日以降に型式の指定を受けた自動車(平成十九年六月二十八日以前に型式の指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるものに限る)には、細目告示第十五条第四項の規定にかかわらず、次の基準に適合する独立に作用する二系統以上の制動装置を備えればよいものとする。この場合において、ブレーキ・ペダル又はブレーキ・レバーからホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバまで(ホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバを有しない系統の場合にあつては、ブレーキ・シユを直接作動させるカム軸等まで)の部分がそれぞれの系統ごとに独立している構造の制動装置は、「独立に作用する二系統以上の制動装置」であるものとする。

(制動装置)

第九条 平成十五年十二月三十一日以前に製作された自動車については、道路運送車両の保安基準第十二条の規定並びに細目告示第十五条、第九十三条及び第七十一条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車(次号から第五号までの自動車を除く)には、次の基準に適合する独立に作用する二系統以上の制動装置を備えなければならない。
- イ フ (略)
- ワ 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が十二トンを超えるもの(高速自動車国道等)に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車(旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。)及び車両総重量が七トンを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。

カ・ヨ (略)

二七七 (略)

256 (略)

7 平成二十一年六月十七日以前に製作された三輪自動車(次項に掲げるものを除く)、平成二十一年六月十八日から平成二十三年六月十七日までに製作された三輪自動車(平成二十一年六月十八日以降に法第七十五条第一項の規定により型式の指定を受けた自動車を除く)及び平成二十一年六月十八日から平成二十三年六月十七日までに製作された三輪自動車であつて平成二十一年六月十八日以降に型式の指定を受けた自動車(平成十九年六月二十八日以前に型式の指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるものに限る)には、細目告示第十五条第四項の規定にかかわらず、次の基準に適合する独立に作用する二系統以上の制動装置を備えればよいものとする。この場合において、ブレーキ・ペダル又はブレーキ・レバーからホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバまで(ホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバを有しない系統の場合にあつては、ブレーキ・シユを直接作動させるカム軸等まで)の部分がそれぞれの系統ごとに独立している構造の制動装置は、「独立に作用する二系統以上の制動装置」であるものとする。

一〇五 (略)

六 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が十二トンを超えるもの(高速自動車国道等)に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。及び車両総重量が七トンを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。

8 55 (略)  
(燃料装置)

第十二条 (略)

2 5 11 (略)

12 長さ二・五メートル、幅一・三メートル、高さ二・〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないもの(ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする自動車に限る。)については、当該自動車の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第十五条第二項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第十八条第二項第一号及び第四号の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第九十四号の技術的な要件及び協定規則第三十七号の技術的な要件の規定の適用については、協定規則第九十四号附則 3 の 4 の規定中「 $50 - 0 / + 1 \text{ km/h}$ 」とあるのは「 $40 - 0 / + 1 \text{ km/h}$ 」と、協定規則第三百三十七号附則 3 の 4 の規定中「 $50 - 0 / + 1 \text{ km/h}$ 」とあるのは「 $40 - 0 / + 1 \text{ km/h}$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ 協定規則第三十四号の技術的な要件(同規則第三改訂版補足第二改訂版の規則 8 ・及び 9 ・ 6 ・に限る。)に定める基準に適合すること。

ロ 協定規則第九十四号の技術的な要件(同規則第三改訂版補足改訂版の規則 5 ・ 2 ・ 6 ・及び 5 ・ 2 ・ 7 ・に限る。)に定める基準に適合すること。

ハ 協定規則第三百三十七号の技術的な要件(同規則改訂版補足第二改訂版の規則 5 ・ 2 ・ 6 ・及び 5 ・ 2 ・ 7 ・に限る。)に定める基準に適合すること。

ニ 第十五条第三十三項第二号に規定する標識を当該自動車の後面に見やすいように表示すること。ただし、既に当該標識を表示している場合は、この限りでない。

13 長さ二・五メートル、幅一・三メートル、高さ二・〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当分の間、細目告示第十八条第二項第六号の規定は適用しなくてもよい。この場合においては、前項第二号の規定を準用する。

(高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置)

第十三条 (略)  
2 5 16 (略)

一〇五 (略)

六 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が十二トンを超えるもの(高速自動車国道等(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する道路及び道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。))に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。及び車両総重量が七トンを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。

8 55 (略)  
(燃料装置)

第十二条 (略)

2 5 11 (略)

(新設)

(新設)

(高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置)

第十三条 (略)  
2 5 16 (略)

17 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないもの（圧縮水素ガスを燃料とする自動車に限る。）については、当該自動車のガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第十七条第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第二十号第四項第一号、第三号及び第四号の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第九十四号の技術的な要件、協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の規則7・2・1に限る。）及び協定規則第三百三十七号の技術的な要件の規定の適用については、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「 $90-0+100/h$ 」とあるのは「 $40-0+1km/h$ 」と、協定規則第三百三十七号附則3の4・の規定中「 $150-0+1km/h$ 」とあるのは「 $40-0+1km/h$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ 協定規則第九十四号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足改訂版附則3の規則1・3・及び4・に限る。）に定める方法及び協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の附則5に限る。）に定める方法により試験を行った結果、協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の規則7・2・1・から7・2・3・までに定める基準に適合すること。）

ロ 協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の規則7・2・1に限る。）に定める基準に適合すること。

ハ 協定規則第三百三十七号の技術的な要件（同規則改訂版補足第二改訂版の附則3に限る。）に定める方法及び細目告示別添十七「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3・1・2・4・及び3・1・2・6・から3・1・2・8・までに定める方法により試験を行った結果、協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の規則7・2・1・から7・2・3・までに定める基準に適合すること。）

二 第十五条第三十三項第二号に規定する標識を当該自動車の後面に見やすいように表示すること。ただし、既に当該標識を表示している場合は、この限りでない。

18 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当分の間、細目告示第二十号第四項第五号の規定は適用しなくてもよい。この場合においては、前項第二号の規定を準用する。

（電気装置）

第十四条（略）

21 2 20

長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、保安基準第十七条の二第六項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第二十一条第六項（第三号、第四号、第六号及び第七号を除く。）の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 協定規則第九十号の技術的な要件（同規則第二改訂版補足第四改訂版の規則6・4・に限る。）に定める基準（原動機用蓄電池（作動電圧が直流六十ボルトを超え千五百ボルト以下又は交流三十ボルト（実効値）を超え千ボルト（実効値）以下のものに限る。）を備えた自動車

（新設）

（新設）

（電気装置）

第十四条（略）

21 2 20

（新設）

に限る。及び次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第十二号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第五改訂版の規則 5・5・に限定。）、協定規則第九十四号の技術的な要件、協定規則第三十七号の技術的な要件及び協定規則第九号の技術的な要件（同規則第二改訂版補足第四改訂版の規則 6・4・1・1・、6・4・2・1・1・、6・4・2・1・2・及び 6・4・2・2・に限定。）、協定規則第九十四号附則 3 の 4 の規定中「 $50-0 / +1 \text{ km/h}$ 」とあるのは「 $40-0 / +1 \text{ km/h}$ 」と、協定規則第三十七号附則 3 の 4 の規定中「 $50-0 / +1 \text{ km/h}$ 」とあるのは「 $40-0 / +1 \text{ km/h}$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ 協定規則第十二号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第五改訂版の規則 5・5・に限定。以下この号において同じ。）に定める基準に適合すること。ただし、協定規則第九十四号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足改訂版の規則 5・2・8・に限定。）に適合している場合には、協定規則第十二号の技術的な要件に適合するものとする。

ロ 協定規則第三十七号の技術的な要件（同規則改訂版補足第二改訂版の規則 5・2・8・に限定。）に定める基準に適合すること。

二 第十五条第三十三項第二号に規定する標識を当該自動車の後面に見やすいように表示すること。ただし、既に当該標識を表示している場合は、この限りでない。

（車枠及び車体）

第十五条（略）

232（略）

331 長さ二・五メートル、幅一・三メートル、高さ二・〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当該自動車の車枠及び車体の前面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に

関し保安基準第十八条第二項の告示で定める基準並びに車枠及び車体のオフセット衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し保安基準第十八条第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第二十二條第八項及び第九項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第九十四号附則 3 の 4 の規定中「 $50-0 / +1 \text{ km/h}$ 」とあるのは「 $40-0 / +1 \text{ km/h}$ 」と、協定規則第三十七号附則 3 の 4 の規定中「 $50-0 / +1 \text{ km/h}$ 」とあるのは「 $40-0 / +1 \text{ km/h}$ 」と、それぞれ読み替えるものとする。

イ 協定規則第九十四号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足改訂版の規則 5・5・2・6・から 5・2・8・までを除く。）及び 6・に限定。に定める基準に適合すること。

ロ 協定規則第三十七号の技術的な要件（同規則改訂版補足第二改訂版の規則 5・5・2・6・から 5・2・8・までを除く。）及び 6・に限定。に定める基準に適合すること。

二 次の様式による標識を当該自動車の後面に見やすいように表示すること。ただし、既に当該標識を表示している場合は、この限りでない。

（車枠及び車体）

第十五条（略）

232（略）

（新設）

257 (略) 第十九条 (略)

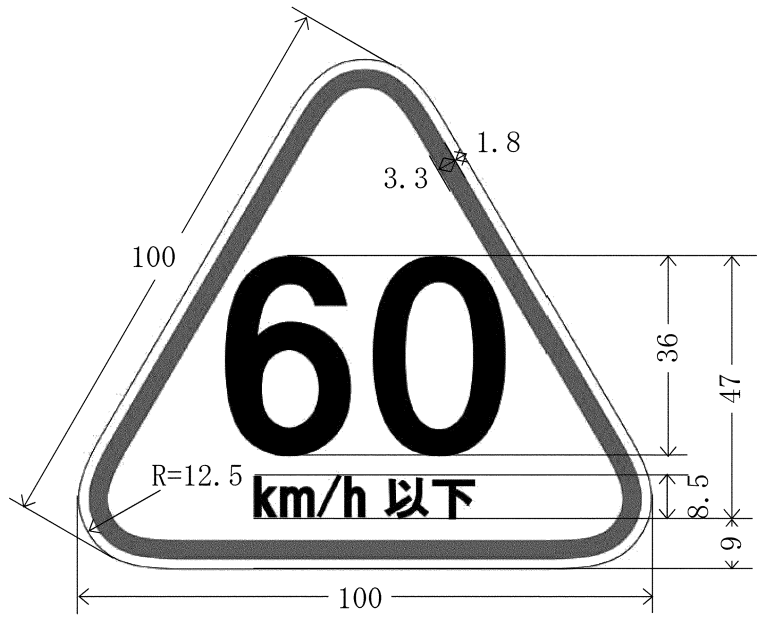
(座席)

34 長さ二・五メートル、幅一・三メートル、高さ二・〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当分の間、保安基準第十八条第五項の規定並びに細目告示第二十二條第十一項及び第十二項並びに第七十八條第十一項及び第十二項の規定は適用しなくてもよい。

この場合においては、前項第二号の規定を準用する。

備考

- 一 縁線の色は赤色、文字の色は黒色、縁及び地の色は白色とする。
- 二 縁線の反射光の色は赤色、縁及び地の反射光の色は白色とする。
- 三 寸法の単位は、ミリメートルとする。
- 四 表示する場所は、車体後面の見やすい位置とする。



257 (略) 第十九条 (略)

(座席)

(新設)

8 次に掲げる自動車については、細目告示第二十六条第一項第二号、第二十八条第六項の表右欄及び第六項第六項の表右欄中「協定規則第七号の技術的な要件（同規則第九号（改正版）と読み替えることができる）」とあるのは「協定規則第七号の技術的な要件（同規則第八改訂版補足第四改訂版）」と読み替えることができる。

一〇六（略）

9（略）

（座席ベルト等）

第二十条（略）

二〇二四（略）

25 長さ二・五メートル、幅一・三メートル、高さ二・〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当該自動車の座席ベルトの構造、操作性能等に関し保安基準第二十二条の第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第三十条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

- 一 協定規則第十六号の技術的な要件（同規則第八改訂版の規則6・7及び8・1から8・3・6までに限定）に定める基準に適合すること。この場合において、協定規則第十六号の技術的な要件（同規則第八改訂版附則1Bの12に限定）の規定の適用については、協定規則第九十四号附則3の4の規定中「50-0/11km/h」とあるのは「40-0/11km/h」と読み替える。
- 二 第十五条第三十三項第二号に規定する標識を当該自動車の後面に見やすいように表示すること。ただし、既に当該標識を表示している場合は、この限りでない。

（その他の灯火等の制限）

第四十八条（略）

二〇二四（略）

5 第七条第十四項、第十二条第十二項及び第十三項、第十三条第十七項及び第十八項、第十四条第二十一項、第十五条第三十三項及び第三十四項並びに第二十条第二十五項が適用される自動車に対する細目告示第六十二条第八項及び第二百十八条第八項の適用については、当分の間、同項ただし書中「及び専ら兼用の用に供する」とあるのは「専ら兼用の用に供する」と、「掲げらるる」とあるのは「掲げらるるもの及び適用関係告示第十五条第三十三項第二号に規定する標識」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

（自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正）

第二条 自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和二年国土交通省告示第七百八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第14条第21号」を「第14条第22号」に改める。

第三条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示の一部改正（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第十四条中「20」を「21」に改め、同表改正後欄の道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第十四条中「20」を「21」に、「21」を「22」に、「22」を「23」に改める。）

8 次各号に掲げる自動車については、細目告示第二十六条第一項、第二十八条第六項及び第六項第六項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第六十八号）による改正前の細目告示第二十六条第一項、第二十八条第六項及び第六項第六項の規定に適合するものであればよい。

一〇六（略）

9（略）

（座席ベルト等）

第二十条（略）

二〇二四（略）

（新設）

（灯光の色等の制限）

第四十八条（略）

二〇二四（略）

（新設）

- (4) 最高時速60キロメートル以下の軽自動車（高速自動車国道等において運行しないものであって、一定の寸法を超えない自動車）として型式指定を受けたものに対する安全確保の徹底について

国自基第75号の2  
令和2年9月1日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局安全・環境基準課長

最高時速 60 キロメートル以下の軽自動車（高速自動車国道等において運行しないものであって、一定の寸法を超えない自動車）として型式指定を受けたものに対する安全確保の徹底について

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(令和2年国土交通省告示第829号)により、最高時速 60 キロメートル以下の軽自動車（高速自動車国道等において運行しないものであって、長さ 2.5 メートル、幅 1.3 メートル、高さ 2 メートルを超えない自動車に限る。）として型式指定を受けたもの（以下「超小型モビリティ」という。）にあっては、当該自動車が最高時速 60 キロメートル以下に制限されている自動車である旨の標識及び取り付け等に関する要件を定めたところです。

超小型モビリティは、その車両特性から、リースやシェアリングなどによる利用ニーズが想定されることから、超小型モビリティが高速自動車国道等において運行されないよう、関係機関と連携し、その実効性を高めるための対策を講じることとしました。

つきまして、貴団体におかれましても、安全確保に万全を期すため、特に下記の事項について徹底するようお願いいたします。

#### 記

1. 販売に際して、高速自動車国道等を走行できない旨を使用者に対し説明すること
2. 標識の取り外しは保安基準違反になる旨を使用者に対し説明すること
3. ETC 車載器を搭載しないなど、高速自動車国道等の走行を防止するよう努めること

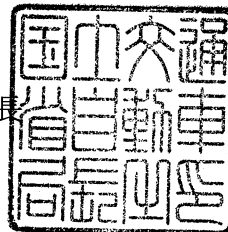
2. 通達等

(1) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

国自技第266号の3  
国自整第348号の3  
令和2年3月31日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長



「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。



「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表  
 昭和36年11月25日付け自車第880号  
 改正 令和2年3月31日付け国自技第266号、国自整第348号

新		旧	
自動車検査業務等実施要領		自動車検査業務等実施要領	
<p>目次（略）</p> <p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1～3-3（略）</p> <p>3-4（検査証等の記載事項等）</p> <p>3-4-1～3-4-19（略）</p> <p>3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電                      子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1～3-3（略）</p> <p>3-4（検査証等の記載事項等）</p> <p>3-4-1～3-4-19（略）</p> <p>3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電                      子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。</p>	<p>記載を要する自動車</p> <p>1. ～40.（略）</p> <p>41. 法第41条第2項に定める自動車運行装置を備えた自動車</p> <p>(1) 指定自動車等であって、自動車運行装置（走行環境条件を含む。）に係る変更がないもの</p> <p>(2) (1) 以外のもの</p>	<p>記載されるべき趣旨</p> <p>(略)</p> <p>自動車運行装置搭載車で ある旨</p> <p>自動車運行装置搭載車で ある旨 走行環境条件付与書の 文書番号及び付与年月 日</p> <p>記載例</p> <p>(略)</p> <p>自動車運行装 置搭載車</p> <p>自動車運行装 置搭載車 近運技第 123号 令和2年4 月</p>
		<p>記載を要する自動車</p> <p>1. ～40.（略）</p> <p>(新設)</p>	<p>記載されるべき趣旨</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

	月1日	
<p><b>3-4-2-1</b> 規則第35条の3第1項第24号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記載する。</p> <p>なお、自動車検査証の備考欄に(1)から(9)までに掲げられた事項が記載されている自動車の装置が、細目告示第91条第2項第1号、第2号若しくは第3号、第96条第3項、第98条第4項、第99条第9項、第100条第8項若しくは第10項若しくは第12項第1号、第2号若しくは第3号若しくは第14項第1号、第2号若しくは第3号、第17項第1号若しくは2号、第169条第2項第1号若しくは第2号、第174条第3項第1号、第176条第4項第1号、第177条第6項第3号又は第178条第8項第1号若しくは第9項第1号若しくは第10項第1号若しくは第2号若しくは第11項第1号若しくは第2号若しくは第13項に該当するようになった場合には、当該記載事項を法第67条第1項の規定により処理するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保安基準第17条の2第6項の規定の適用を受ける自動車であつて、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第17条の2第6項への適合性の判定を行っていない自動車</p> <p>「この自動車に備える電気装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p><b>3-4-2-1の2～3-4-2-7</b> (略)</p> <p><b>3-5～3-15</b> (略)</p> <p><b>第4章～第6章</b> (略)</p> <p><b>別表第1～第6号様式</b> (略)</p> <p><b>別添1</b> (略)</p> <p><b>別添2</b> (略)</p>	<p><b>3-4-2-1</b> 規則第35条の3第1項第24号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記載する。</p> <p>なお、自動車検査証の備考欄に(1)から(9)までに掲げられた事項が記載されている自動車の装置が、細目告示第91条第2項第1号、第2号若しくは第3号、第96条第3項、第98条第4項、第99条第5項、第100条第8項若しくは第10項若しくは第12項第1号、第2号若しくは第3号若しくは第14項第1号、第2号若しくは第3号、第17項第1号若しくは2号、第169条第2項第1号若しくは第2号、第174条第3項第1号、第176条第4項第1号、第177条第4項第3号又は第178条第8項第1号若しくは第9項第1号若しくは第10項第1号若しくは第2号若しくは第11項第1号若しくは第2号若しくは第13項に該当するようになった場合には、当該記載事項を法第67条第1項の規定により処理するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保安基準第17条の2第4項の規定の適用を受ける自動車であつて、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第17条の2第4項への適合性の判定を行っていない自動車</p> <p>「この自動車に備える電気装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p><b>3-4-2-1の2～3-4-2-7</b> (略)</p> <p><b>3-5～3-15</b> (略)</p> <p><b>第4章～第6章</b> (略)</p> <p><b>別表第1～第6号様式</b> (略)</p> <p><b>別添1</b> (略)</p> <p><b>別添2</b> (略)</p>	
<p>附 則 (令和2年3月31日国自技第266号、国自整第348号)</p> <p>道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日 (令和2年4月1日) から施行する。</p>		

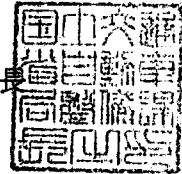


(2) 大型特殊自動車の農耕トラクタに農作業機等を装着した場合の自動車検査証の記載事項等の取扱いについて

国自整第79号の2  
令和2年6月29日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



大型特殊自動車の農耕トラクタに農作業機等を装着した場合の自動車検査証の記載事項等の取扱いについて

標記について、別紙のとおり各地方運輸局及び沖縄総合事務局あてに周知しましたので了解願います。

国自整第79号  
令和2年6月29日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

大型特殊自動車の農耕トラクタに農作業機等を装着した場合の自動車検査証  
の記載事項等の取扱いについて

農業の生産性の向上の観点から、農耕トラクタが農作業機等を装着した状態で公道を走行できるように農業者から要請されており、「規制改革推進に関する第5次答申～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～」(令和元年6月6日規制改革推進会議)においても、安全性の確保を前提とした上で、必要に応じ当該規制の見直しを行うこととされたところである。

農業者においては、農耕トラクタに装着する農作業機等を複数保有しており、農作業の内容により農作業機等を着脱し組み替えていることから、その組み合わせは多岐にわたり、その組み合わせ状態の全てについて、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第67条第1項に基づき当該農耕トラクタの自動車検査証に記入を受けさせること及び同条第3項に定める構造等変更検査を受けることを命じることは、ユーザーの手続きが煩雑となり大きな負担を強いることとなる。

そのため、農作業機等を装着した自動車に対する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査の取扱いについて、安全性を確保した上で見直しを行い、令和2年7月1日以降は別添「大型特殊自動車の農耕トラクタに農作業機等を装着した場合の自動車検査証の記載事項等の取扱い」によることとしたので了知するとともに、今後はこれにより遺漏なきよう取り扱われたい。また、関係者に対し周知徹底を図られたい。

## 大型特殊自動車の農耕トラクタに農作業機等を装着した場合の自動車検査証の記載事項等の取扱い

大型特殊自動車の農耕トラクタのうち、特別な器具又は工具を使うことなく、手又は農耕トラクタの操作により農作業機等を容易に着脱できる構造（以下「農作業機等を容易に着脱できる構造」という。）のものにあつては、農作業機等の着脱により、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第35条の3第1項第8号（長さ、幅及び高さ）、第17号（最大積載量に限る。）、第18号（車両重量及び車両総重量）及び第19号（空車状態における軸重）が変わる場合であっても、法第67条第1項に規定する「自動車検査証の記載事項について変更があつたとき」に該当しないこととする。

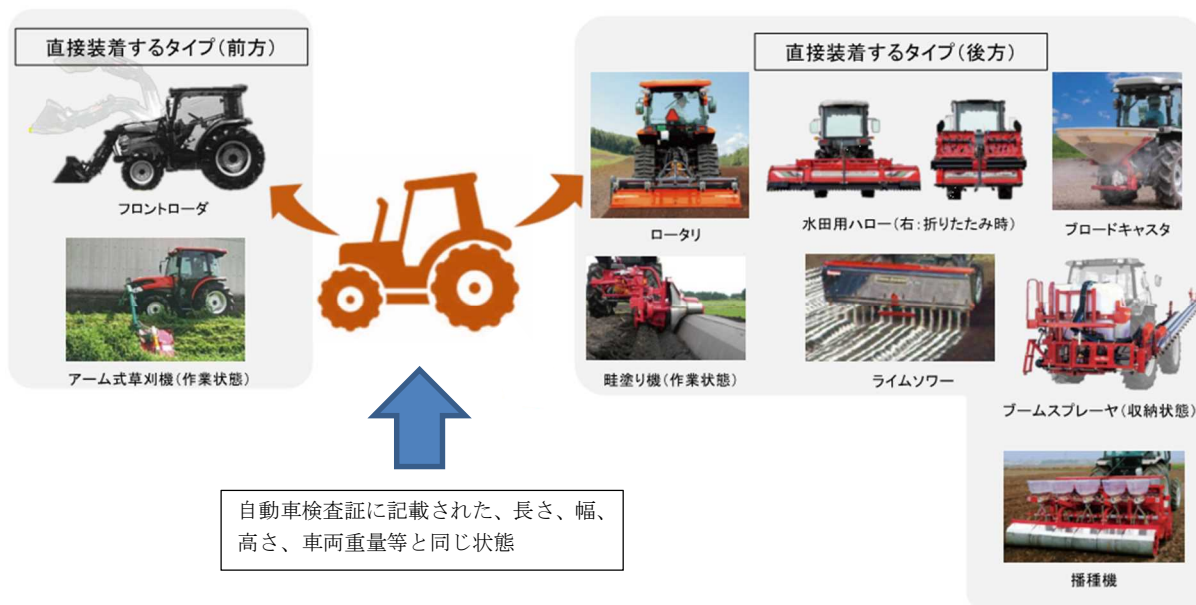
なお、前各号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

また、農作業機等を装着した自動車の構造・装置に係る道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）への適合性の判断に当たっては、当該農作業機等が装着された状態において保安基準の各条項に適合している必要があり、本取扱い通達に基づき農作業機等を装着したことにより自動車の構造・装置が保安基準に適合していない場合にあつては、法第54条の2第1項に基づく整備命令の対象となりうることを申し添える。

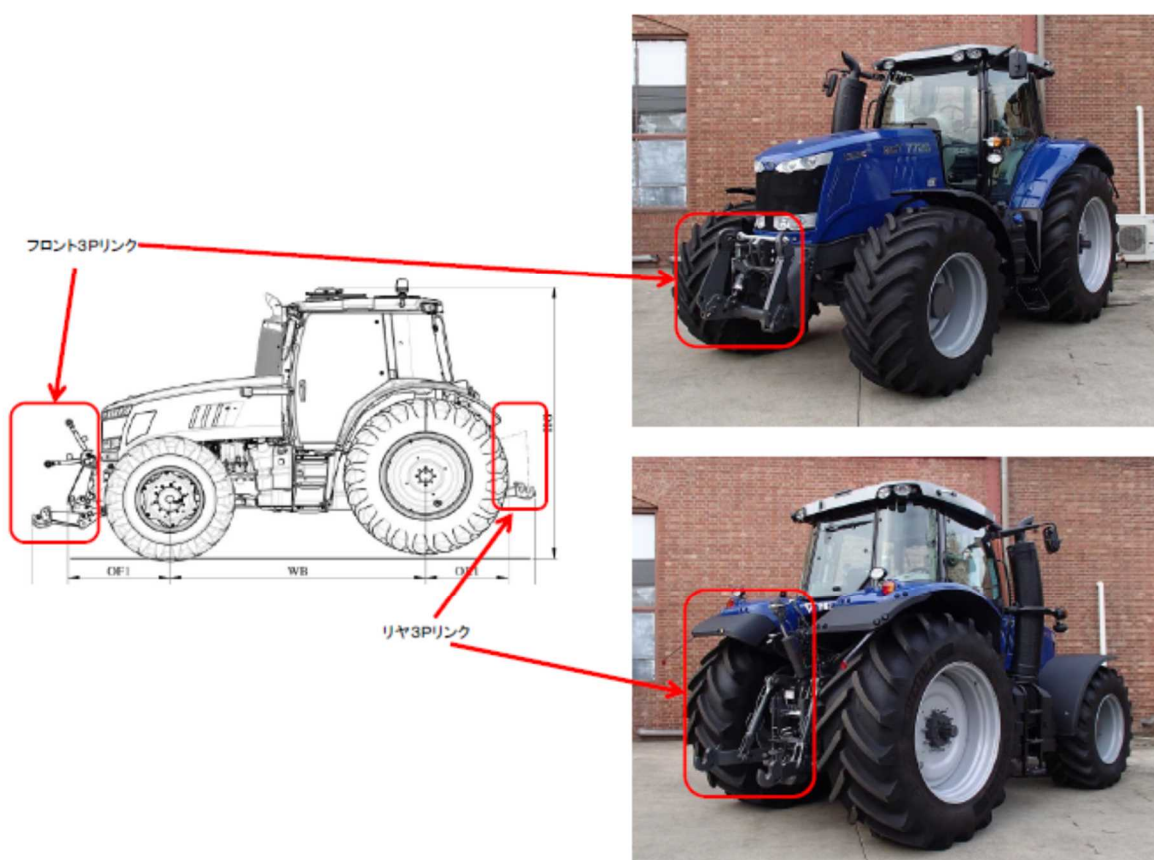
したがって、自動車の使用者は、保有する農作業機等に応じた多岐にわたる組み合わせ状態の全てについて、自動車製作者等が作成する検討書等により保安基準に適合していることを確保することが必要である。

また、保安基準第55条の規定により基準を緩和した自動車については、自動車検査証の記載事項として、法第67条第1項に規定する「自動車検査証の記載事項について変更があつたとき」に該当し、施行規則第35条の3第1項第22号（保安基準第55条の規定により基準の緩和をした自動車にあつては、その内容）の変更手続きを行うものとする。

農耕トラクタの農作業機等の例



農耕トラクタの農作業機等の装着装置



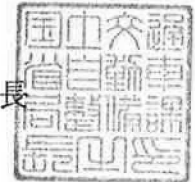


(3) 運輸支局等の敷地内における事故防止の徹底について

国自整第143号の3  
令和2年8月25日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



運輸支局等の敷地内における事故防止の徹底について

平素は、国土交通行政にご理解、ご協力頂きありがとうございます。

先般、近畿運輸局管内の自動車検査登録事務所敷地内において、受検車両（大型ダンプ）の運転者が、ダンプ荷台とフレームの間に挟まり死亡するという痛ましい事故が発生しました。

貴会におかれましても、受検機会のある傘下会員に対し、一層の事故防止にご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

なお、標記について、別添のとおり、独立行政法人自動車技術総合機構理事長あて、事故防止の徹底を依頼したので了知いただくようお願いいたします。

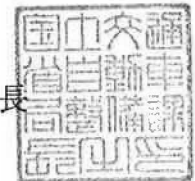


別添

国自整第143号の2  
令和2年8月25日

独立行政法人  
自動車技術総合機構 理事長 殿

国土交通省自動車局整備課長



運輸支局等の敷地内における事故防止の徹底について

先般、近畿運輸局管内の自動車検査登録事務所敷地内において、受検車両（大型ダンプ）の運転者が、ダンプ荷台とフレームの間に挟まり死亡するという痛ましい事故が発生しました。

つきましては、今一度、貴機構職員はもとより、受検機会のある関係者に対し、受検時における安全意識の啓発、受検時の遵守事項について注意喚起を図り、引き続き、事故防止の徹底について万全を期されるようお願いいたします。



## 自動車技術総合機構からのお知らせ

# 検査場内における受検者の運転操作ミスによる**事故が多発**しています。

検査コース内での運転操作は、**落ち着いて確実に**行ってください。

### ◆運転操作ミスによる玉突き事故の例(令和2年7月発生)

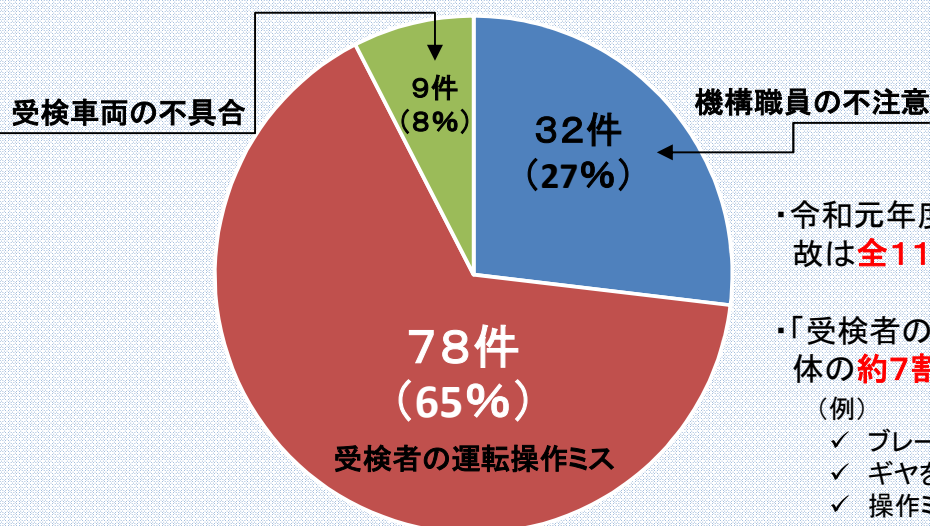
ブレーキ検査を実施していた車両が**ブレーキとアクセルを踏み間違え**、前方でヘッドライト検査を行っていた車両に激しく追突し、押し出された車両がヘッドライト・テストを破損させた。

- ✓事故によるライトテストの修理費 : 約1,000万円(機器メーカー見積り)
- ✓ライトテストの修理期間 : 約3ヶ月以上



※その他  
車両修理代も発生！  
(2台分)

### ◆令和元年度の事故件数(原因別)



・令和元年度に全国で検査中に発生した事故は**全119件**であった。

・「受検者の運転操作ミス」による事故が全体の**約7割合**となっています。

(例)

- ✓ ブレーキとアクセルの踏み間違え
- ✓ ギヤをD(ドライブ)に入れたままの降車
- ✓ 操作ミスによる審査機器との衝突

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(5) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

国自基第72号の3  
国自整第138号の3  
令和2年9月1日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表

昭和36年11月25日付け自車第880号

改正 令和2年9月1日付け国自基第72号国自整第138号

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>自動車検査業務等実施要領</b></p> <p>目次（略） 第1章～第2章（略）</p> <p><b>第3章 自動車の検査（事務関係）</b> 3-1～3-3（略） 3-4（検査証等の記載事項等） 3-4-1～3-4-20（略） 3-4-21 規則第35条の3第1項第24号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記載する。 なお、自動車検査証の備考欄に(1)から(12)までに掲げられた事項が記載されている自動車の装置が、細目告示第91条第4項第1号、第2号若しくは第3号、第96条第3項、第98条第4項、第99条第4項、第100条第8項若しくは第10項若しくは第12項第1号、第2号若しくは第3号若しくは第14項第1号、第2号若しくは第3号、第17項第1号若しくは2号、第169条第2項第1号、第2号若しくは第3号、第174条第3項第1号、第176条第4項第1号若しくは第2号、<u>第177条第6項第1号</u>又は第178条第8項第1号若しくは第9項第1号若しくは第10項第1号、<u>第2号若しくは第3号若しくは第11項第1号、第2号若しくは第3号若しくは第13項に該当するようになった場合には、当該記載事項を法第67条第1項の規定により処理するものとする。</u> (1)～(12)（略） 3-4-21の2（略） <u>3-4-21の3</u> 規則第35条の3第1項第29号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記載する。 「この自動車の装置の一部は、長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない軽自動車であって、最高速度60km毎時以下のもののうち、高速自</p>	<p style="text-align: center;"><b>自動車検査業務等実施要領</b></p> <p>目次（略） 第1章～第2章（略）</p> <p><b>第3章 自動車の検査（事務関係）</b> 3-1～3-3（略） 3-4（検査証等の記載事項等） 3-4-1～3-4-20（略） 3-4-21 規則第35条の3第1項第24号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記載する。 なお、自動車検査証の備考欄に(1)から(12)までに掲げられた事項が記載されている自動車の装置が、細目告示第91条第4項第1号、第2号若しくは第3号、第96条第3項、第98条第4項、第99条第4項、第100条第8項若しくは第10項若しくは第12項第1号、第2号若しくは第3号若しくは第14項第1号、第2号若しくは第3号、第17項第1号若しくは2号、第169条第2項第1号若しくは第2号、第174条第3項第1号、第176条第4項第1号、<u>第177条第6項第3号</u>又は第178条第8項第1号若しくは第9項第1号若しくは第10項第1号若しくは<u>第2号若しくは第11項第1号若しくは第2号若しくは第13項に該当するようになった場合には、当該記載事項を法第67条第1項の規定により処理するものとする。</u> (1)～(12)（略） 3-4-21の2（略） (新設)</p>

<p>動車国道等において運行しないものとして基準への適合性の判定を行っています。」</p> <p>3-4-22~3-4-27 (略)</p> <p>3-5~3-15 (略)</p> <p>第4章~第6章 (略)</p> <p>別表第1~第6号様式 (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2 (略)</p> <p>附 則 (令和2年9月1日国自基第72号国自整第138号) 公布の日から施行する</p>	<p>3-4-22~3-4-27 (略)</p> <p>3-5~3-15 (略)</p> <p>第4章~第6章 (略)</p> <p>別表第1~第6号様式 (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2 (略)</p>
---	---

令和2年9月1日  
自動車局 技術・環境政策課  
安全・環境基準課

## 道路運送車両法施行規則等の一部改正について

～量産を目的とした超小型モビリティに係る基準の整備及び  
特区法の改正に伴う制度整備について～

- (1) 量産を目的とした最高時速60km以下の超小型モビリティについて、一般道を自由に走行できる車両の安全対策について検討した結果を踏まえ、普及促進に向けた基準の整備等に関する改正を行います。
- (2) 本年5月27日に成立した国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(令和2年法律第34号)の施行に伴い、特区法の枠組みで実施される自動運転の実証実験の安全かつ円滑な実施のため、同実証実験に用いられる自動車の自動車検査証等に、技術基準の適合を要しない装置及びその代替機能等を記載事項とする改正を行います。

### 1. 背景

#### (1) 超小型モビリティの普及促進に向けた制度整備

軽自動車より小さく、原動機付自転車(二輪)より大きいという特徴を有する1人から2人乗り程度の超小型モビリティについては、従前より認定制度に基づいた運用を行っていますが、更なる普及促進に向け、一般道を自由に走行できる量産型車両の安全対策について有識者を交えて議論を行いました。

この結果を踏まえ、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成15年国土交通省告示第1318号)(以下、「適用関係告示」という。)を改正するとともに、超小型モビリティであることを自動車検査証の記載事項とし、当該記載事項に変更がある場合には構造等変更検査を受けることとするため、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)を改正します。

#### (2) 改正特区法の施行に向けた制度整備

本年5月27日に成立した国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(令和2年法律第34号)により、自動車の自動運転などの実証実験がより迅速かつ円滑に実施されるよう、道路運送車両法等に係る特例が設けられました。

具体的には、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)の枠組みで実施される自動運転の実証実験に用いられる自動車について、安全を十分に確保するための代替の措置等によって保安上又は公害防止その他の環境保全上の支障が生じないと認められた場合、自動車の装置の一部について技術基準へ適合することを要しない特例が設けられました。

これに伴い、技術基準への適合を要しない装置及びその代替機能等について自動車検査証の記載事項とする等、道路運送車両法施行規則の改正を行います。

### 2. 道路運送車両法施行規則の主な改正項目

#### (1) 超小型モビリティの普及促進に向けた制度整備

- ・超小型モビリティ(長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない、最高時速60km以下の軽自動車のうち、高速自動車国道等※を運行しないもの)であることを自動車検査証の記載事項とする
- ・当該記載事項に変更がある場合には、構造等変更検査を受けることを命じることとする

#### (2) 改正特区法の施行に向けた制度整備

- ・実証実験に用いる自動車について、技術基準への適合を要しない装置及びその代替機能等の内容を自動車検査証の記載事項とする
- ・地方運輸局長は、当該自動車の使用者に対し、自動車検査証等の提示を求めることができることとする 等

### 3. 適用関係告示の主な改正項目

超小型モビリティについて、走行実態や事故実態を踏まえ、以下の改正を行う。

#### 【適用範囲】

長さ 2.5m、幅 1.3m、高さ2mを超えない、最高時速 60km 以下の軽自動車のうち高速自動車国道等※を運行しないもの

#### 【概要】

衝突基準	改正内容
フルラップ前面衝突(協定規則第 137 号) オフセット前面衝突(協定規則第 94 号)	当分の間、試験速度を時速 40km とすることができる。
ポールへの側面衝突(協定規則第 135 号)	当分の間、適用しない。

○協定規則第 12 号(かじ取り装置の前面衝突)、第 16 号(座席ベルト)、第 34 号(燃料装置)、第 100 号(原動機用蓄電池)及び第 134 号(水素燃料電池)の技術的な要件を適用する場合において、前面衝突に関する協定規則により適合性を判断する場合にも準用することができる。

○最高時速 60km 以下の車両であることを車両後面の見やすい位置に表示すること等を求めることとする。



※高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和 32 年法律第 79 号)第4条第1項に規定する道路をいう。)又は自動車専用道路(道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 48 条の4に規定する自動車専用道路をいう。)をいう。

### 4. その他

上記に併せてその他所要の改正等を行う。

### 5. 公布・施行

公 布 : 9月1日(本日)

施 行 : 公布の日

問い合わせ先

**【量産超小型モビリティについて】**

国土交通省自動車局 安全・環境基準課 :東海、杉本  
電話 03-5253-8111(内線 42532) 03-5253-8602(直通)  
FAX 03-5253-1636

**【改正特区法の施行に向けた制度整備について】**

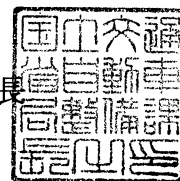
国土交通省自動車局 技術・環境政策課 :河野、辰野  
電話 03-5253-8111(内線 42255) 03-5253-8590(直通)  
FAX 03-5253-1639

(6) 路上故障車等に対する特定整備に係る作業の取扱いについて

国自整第 194 号の 2  
令和 2 年 10 月 29 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



路上故障車等に対する特定整備に係る作業の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。



地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

### 路上故障車等に対する特定整備に係る作業の取扱いについて

事故や故障等により道路上等に停止する自動車（以下「路上故障車等」という。）によって、他の交通の妨げになり二次的な事故等につながるおそれがある場合には、当該自動車をその場から緊急的に退避させる必要がある。この場合において、当該自動車を必要最小限に移動させるために行う道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）第 3 条各号に規定する装置の取外し、取付け又は運行補助装置の取付位置若しくは取付角度の変更行為については、今般、下記のとおり整理したので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

### 記

1. 路上故障車等を必要最小限に移動させるために行う装置の取外し行為及び運行補助装置の取付位置若しくは取付角度の変更については、自動車の構造又は装置の機能を正常に保ち又は正常に復することを目的としていないことから、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 49 条第 2 項の「自動車の整備又は改造」に該当せず、同項の「特定整備」に該当しない。
2. 施行規則第 3 条各号に規定する装置の取外し行為を行った後の整備若しくは改造（取付け）については、自動車の構造又は装置の機能を正常に保ち又は正常に復することを目的とする行為が含まれていることから「特定整備」に該当する。  
ただし、自動車特定整備事業者が路上故障車等を必要最小限の移動をさせるため、必要最小限の応急的な措置として特定整備を行った後に、当該事業者の事業場において、当該応急措置部分に付随する整備作業及び整備主任者によるできれば確認業務等が行われる場合にあつては、当該整備作業を前提とした一連の作業であることから、必要最小限の応急的な措置として行った特定整備については、事業場外の作業であっても、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」

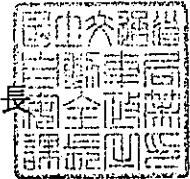
(平成18年3月2日付け国自整第126号)及び「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」(平成18年3月2日付け国自整第127号)によらず、行政処分の対象とはしないこととする。

(7) 大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策の実施について

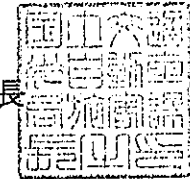
国自安第110号の2  
国自旅第261号の2  
国自貨第54号の2  
国自整第188号の2  
令和2年10月30日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

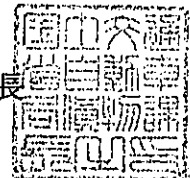
国土交通省自動車局  
安全政策課長



旅客課長



貨物課長



整備課長



大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和元年度の発生件数は112件と平成11年度からの統計上最大の件数となり、これまでにない危機的な状況であることを重く受け止める必要があります。

昨年12月に、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討ワーキンググループ」を設置し、事故原因の徹底究明と効果的な事故防止対策の検討を行ってきたところ、令和2年10月16日に中間とりまとめが決定されました。

この中間とりまとめを踏まえ、大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策として、別添1のとおり取り組むこととしましたので、傘下会員に対し周知されるとともに、事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

なお、各地方運輸局等あてに別紙により通知していることを申し添えます。

別紙

国自安第110号

国自旅第261号

国自貨第54号

国自整第188号

令和2年10月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

旅客課長

貨物課長

整備課長

#### 大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところであるが、令和元年度の発生件数は112件と平成11年度からの統計上最大の件数となり、これまでにない危機的な状況であることを重く受け止める必要がある。

昨年12月に、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討ワーキンググループ」を設置し、事故原因の徹底究明と効果的な事故防止対策の検討を行ってきたところ、令和2年10月16日に中間とりまとめが決定されたところである。

この中間とりまとめを踏まえ、大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策として、別添1のとおり取り組むこととしたので、関係団体と連携して積極的に取り組まれない。

なお、自動車関係団体あてに別紙により通知していることを申し添える。

## 大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策」

### 1. 国土交通省実施事項

#### (1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

- ① 本省等（各地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、大型車の使用者に対する広報活動を実施する。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理を実施するように周知徹底を図る。

#### (2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各地方運輸局及び各運輸支局等は、街頭検査を通じて、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理の実施を呼びかける。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、3.（1）及び（2）の取組状況を別添2により確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。なお、対象とする事業者は、令和元年度を優先に過去3年間（平成29年度以降）に車輪脱落事故を発生させた運送事業者として、計画的に実施する。
- ③ 本省等は、連絡会の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう運送事業者へ要請する。

#### (3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局又は各運輸支局等は、上記（1）及び（2）の取組の他、地域の実情を踏まえた独自の対策を追加して実施することも可能とする。この場合、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要なときは、その旨を依頼する。

### 2. 連絡会構成団体共通実施事項

#### (1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理を実施するように周知する。また、連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

## (2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取組について協力要請があった場合は、これに協力する。

## (3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

### 3. 連絡会構成団体別実施事項

#### ● 全日本トラック協会、日本バス協会

(1) これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう傘下会員に対して、周知徹底する。

- ① 整備管理者は、適切なタイヤ交換作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。
  - ・ 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業の実施。
  - ・ 自社でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
- ② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための4つのポイント<sup>(※)</sup>について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に確実に実施させること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に点検すること。
- ③ 整備管理者は、著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
- ④ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業者（運転者）に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。

(2) 依然として、貨物自動車運送事業者において、自社でタイヤ交換作業を行った車両による事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう、傘下会員に対して、周知徹底する。

- ① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業者に対して、別紙1のタイヤ交換作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、適切なタイヤ交換作業が行われていることを確認すること。
- ② 整備管理者は、別紙1のタイヤ交換作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録し、増し締めが確実に行われていることを確認すること。
- ③ 整備管理者は、点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」、「ホイール・ボルトの折損等の異常」、「ホイール・ボルト

付近のさび汁痕跡」及び「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」を確実に行わせること。なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマーによる確認手法のほか、ホイール・ナットへのマーキング<sup>(注1)</sup>を施す、又は、市販化されているホイールナットマーカを活用したマーキングのずれの確認手法により、ホイール・ナットの緩みの点検<sup>(注2)</sup>を確実に実施すること。

- (3) 国土交通省から要請されるホイール・ナットの緩みの総点検の実施及び結果の報告について、傘下会員の運送事業者へ協力を依頼する。

#### ● 全国自家用自動車協会

大型車の使用者向けに、以下の事故防止対策を徹底するよう広報啓発する。

- ① 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業を実施すること。
- ② タイヤの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させること。
- ③ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締め付け力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
- ④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。
- ⑤ 脱落の多い左後輪については、タイヤ交換時の作業確認及びタイヤ交換後の日常点検を重点的に実施すること。

#### ● 日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会

傘下会員の事業者へ、タイヤ交換作業や広報啓発に際して、以下の注意事項等を周知する。なお、タイヤメーカーにあつては、自社販売の流通経路を活用して、タイヤ販売業者へ周知する。

- ① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。
- ② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に確認すること。
- ③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイントについて周知すること。特に、増し締めの必要性や脱落の多い左後輪については重点的に確認するよう啓発すること。

- ④ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを使用者に理解してもらうよう努めること。
- ⑤ タイヤ交換事業者においても、大型車のタイヤ交換作業の際は、別紙1のタイヤ交換作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。また、ホイール・ナットへのマーキングの施工依頼があった場合には、これに協力すること。

● **日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合**

傘下会員の事業者へ、広報啓発に際して、以下の事項を周知する。

- ① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイントの確実な実施を周知すること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に確認するよう啓発すること。
- ② 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤの交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを啓発すること。

● **日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会**

傘下会員の事業者に対して、タイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際、その正しい使用方法やトルクレンチは定期的な校正が必要であることを購入者に説明を徹底するよう周知すること。

#### 4. キャンペーンの実施

この事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故防止を図るため、常日頃から取り組むものであるが、特に冬期における事故多発に鑑み、令和2年11月から令和3年2月の間を車輪脱落事故防止キャンペーン期間として全国に展開し、事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

#### 5. 新型コロナウイルス感染症に配慮した取組の実施

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、本省等及び連絡会構成団体（地方組織含む）は、各都道府県の取組を含め最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情に踏まえた各種取組を実施する。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。



- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ交換時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

※印は、以下の4項目

1. ホイール・ナットの規定トルクでの確実な締め付け
2. タイヤ交換後、50～100km走行後の増し締めの実施
3. 日常（運行前）点検における、ディスク・ホイールの取付状態の確認
4. ホイールに適合したホイール・ボルト及びホイール・ナットの使用

## 貨物自動車運送事業者の方へ

## 大型車の車輪脱落事故防止対策「令和 2 年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策に、積極的な取組をお願いします。

## 1. 会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための 4 つのポイント<sup>(※)</sup>について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に周知徹底を図ってください。

※印は、別紙 3 のチラシを参照

## 2. 整備管理者の方へ

- 計画的なタイヤ交換作業を実施する。
- 社内でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
- 錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換する。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から 4 年以上経過している車両は、重点的に確認する。
- 脱落の多い左後輪について重点的に点検する。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業員（運転者）に指導する。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付ける。

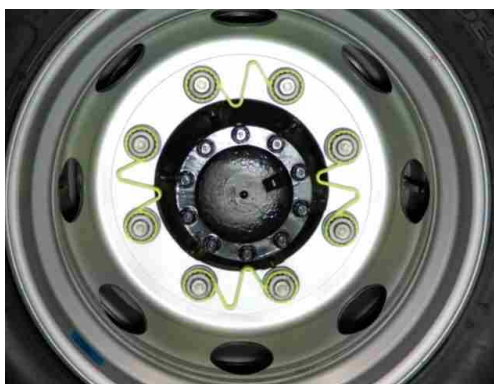
自社でタイヤ交換した車両による事故が多く発生していることを踏まえた今年度の追加対策

- 自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業員に、別紙 1 の作業管理表に沿って作業を実施させ、その結果を記録させる。
- タイヤ交換作業完了後、作業管理表をもとに適正なタイヤ交換作業が行われていることを確認する。
- 別紙 1 の作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録する。
- 点検実施者に別紙 2 の日常点検表を使用して、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行う。
- 増し締め実施後、ホイール・ナットへのマーキング<sup>(注1)</sup>を施す、又は、ホイールナットマーカを活用したマーキングのずれの確認手法により、ホイール・ナットの緩みの点検<sup>(注2)</sup>を確実に確認する。

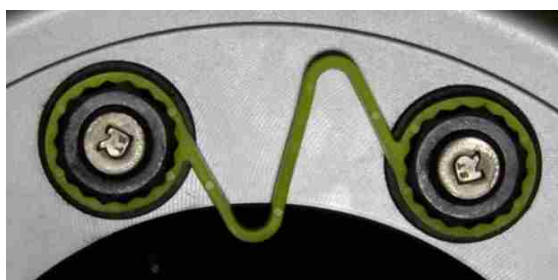
注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ交換時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

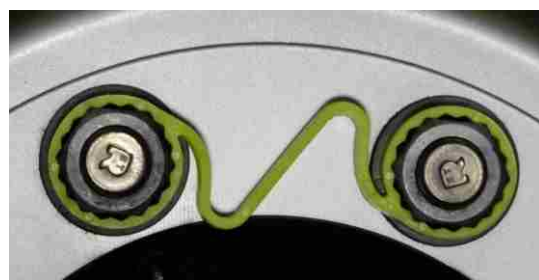
注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカーによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。



ホイールナットマーカーの装着状態



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

## 旅客自動車運送事業者の方へ

## 大型車の車輪脱落事故防止対策「令和 2 年度緊急対策」

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策に、積極的な取組をお願いします。

## 1. 会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための 4 つのポイント<sup>(※)</sup>について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に周知徹底を図ってください。

※印は、別紙 3 のチラシを参照

## 2. 整備管理者の方へ

- 計画的なタイヤ交換作業を実施する。
- 社内でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
- 錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換する。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から 4 年以上経過している車両は、重点的に確認する。
- 脱落の多い左後輪について重点的に点検する。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業（運転者）に指導する。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付ける。

# タイヤ交換作業管理表

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和 年 月 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
		ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがいないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。		
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ交換作業時の締め付けトルク値 △	N・m
保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ交換後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

# 日常点検表

登録番号又は車番

運行管理者(補助者) 確認欄

点検実施者(運転者)名

整備管理者(補助者) 確認欄

実施日 令和

年 月 日

点検箇所		点検項目	点検結果 (○・×)		
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ		
			ブレーキのきき		
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ(踏みしろ)			
	原動機(エンジン)	※ かかり具合、異音	かかり具合		
			異音		
	ウインド・ウォッシャ	※ 噴射状態			
	ワイパー	※ 拭き取りの状態			
○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合				
○ ブレーキ・バルブ	排気音				
エンジン・ルームの点検	ウインド・ウォッシャ・タンク	※ 液量			
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量			
	バッテリー	※ 液量			
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量			
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量			
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合		
		損傷			
車の周りからの点検	灯火装置(前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器)、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合		
			汚れ		
			損傷		
	タイヤ	空気圧			
		□ ディスク・ホイールの取付状態		ナット緩み・脱落	
				ボルト付近さび汁	
				ボルト突出不揃い、折損	
		亀裂、損傷	亀裂		
		損傷			
異状な摩耗					
※ 溝の深さ					
○ エア・タンク	タンク内の凝水				
○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク				
	※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間				
前日・前回の運行において異状が認められた箇所					

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。

注. ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。



落ちない!  
車輪キャンペーン

大型車の車輪脱落事故0へ

# 正しい作業が、防ぐ事故。

## 徹底しよう! 車輪脱落を防ぐ、4つのルール

### お きまりのトルクで きちんと 締め付けて



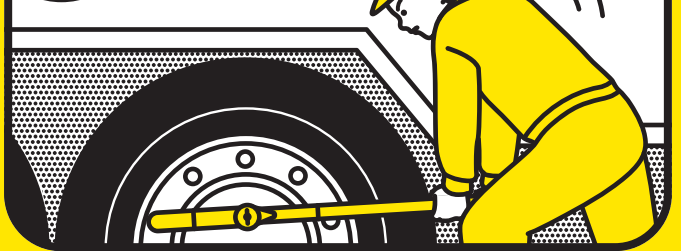
#### 規定のトルクで確実な締め付けを

締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と平面座で締め付けるISO方式があります。「規定の締め付けトルク」で確実に締め付けます。

※ホイールナットの締め付け不足、締め忘れ防止のため、ナット締め付け作業時(終了後)、「規定の締め付けトルク」で確実に締め付けたことを確認するよう、お願いします。



### ち やんと増し締め 交換後



#### 50~100km走行後に、しっかり増し締めを

締め付け後は初期なじみによってホイールナットの締め付け力が低下。50~100km走行後を目安に、増し締めしてください。

ねじの締め付け方向を確かめて締め付け。



JIS方式(球面座) ダブルタイヤの場合



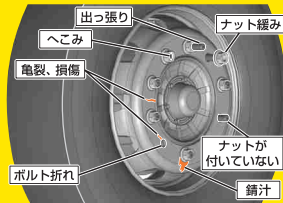
①アウターナットを締めます。②インナーナットを締め付けます。③アウターナットを締め付けます。  
※これらの図は右側タイヤの場合です。

### な (ナット) っと見て ボルト触って さあ出発!



#### 一日一回の 日常点検を

運行前にホイールボルト、ナットを目で見えてさわって点検してください。異常を発見したらすぐ整備工場へ。



### い や待てよ? ボルトと ナットは適正か?



#### ホイールに適合したボルト、ナットを

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ適合するホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ずご確認ください。

※JIS方式では、アルミホイール(スチール)用のホイールボルト、ナットで、スチールホイール(アルミ)は履けません! ISO方式では、スチールホイール用ホイールボルトで、アルミホイールは履けません!



#### 左後輪に注意!

車輪脱落の多くが、気がつきにくい「左後輪」で発生しています。左後輪の点検は重点的に行ってください。



#### ホイールやホイールボルトの錆に注意!

ホイールやホイールボルト、ナットの著しい錆によると思われる車輪脱落が発生しています。著しい錆のあるホイールやホイールボルト、ナットは、交換してください。

錆びたボルト・ナット



詳しくは、  
こちらから!



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



# タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

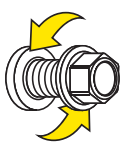
タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」]、  
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。  
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい  
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

**注意** ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、  
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

## その他、ホイールナット締め付け時の注意点

### ホイールボルト、ナットの潤滑について

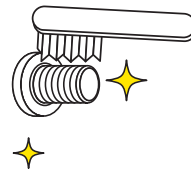


**JIS方式** ホイールボルト、ナットのねじ部と座面部(球面座)に**エンジンオイル**など**指定の潤滑剤**を薄く塗布します。

**ISO方式** ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間に**エンジンオイル**など**指定の潤滑剤**を薄く塗布します。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。

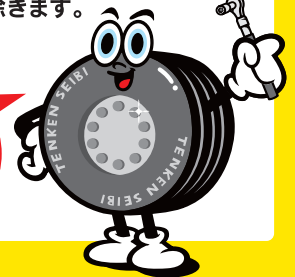
※ホイールの固着防止のため、ハブのはめ合い部(インロー部)にグリースを薄く塗布します。

### ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について



ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。

**ホイールナット締め付け時の注意点だよ!**



## ④ ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ホイール締め付け方式	ISO方式(8穴、10穴)	JIS方式(6穴、8穴)
ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	17.5(19.5の一部)インチ: 6本(PCD222.25mm) 19.5、22.5インチ: 8本(PCD285mm)
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	前輪 M24(または20) 後輪 M20、M30 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	球面座・6種類 41mm/21mm
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め	インナー、アウターナットそれぞれで締め付け
ホイールのセンタリング	ハブインロー	ホイール球面座
アルミホイールの履き替え	ボルト交換	ボルトおよびナット交換
後輪ダブルタイヤの締め付け構造		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

[http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel\\_fall\\_off/](http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/)